

# 建設業における 労働安全衛生規則改正（化学物質、足場） 及び働き方改革の説明会



令和6年5月16日  
福岡中央労働基準監督署  
安全衛生課 弥吉 栄輝

## 本日の説明内容

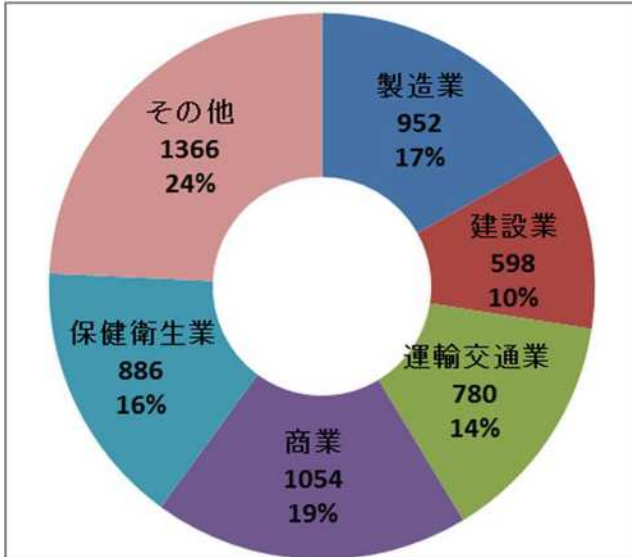
- 1 労働災害発生状況
- 2 労働安全衛生規則（足場）の改正内容
- 3 労働安全衛生規則（化学物質）の改正内容
- 4 熱中症防止対策
- 5 働き方改革関連法

# 1 労働災害発生状況

休業4日以上の労働災害（令和5年）

全業種 5,636件

建設業 598件（10%）



| 業種  | 死傷者数(人) | 死亡者数(人)       |
|-----|---------|---------------|
| 全業種 | 598     | 32            |
| 建設業 | 598     | 12<br>(37.5%) |
| 土木業 | 158     | 5             |
| 建築業 | 333     | 6             |
| その他 | 107     | 1             |

## 令和5年 建設業における死亡災害発生状況（福岡県内）

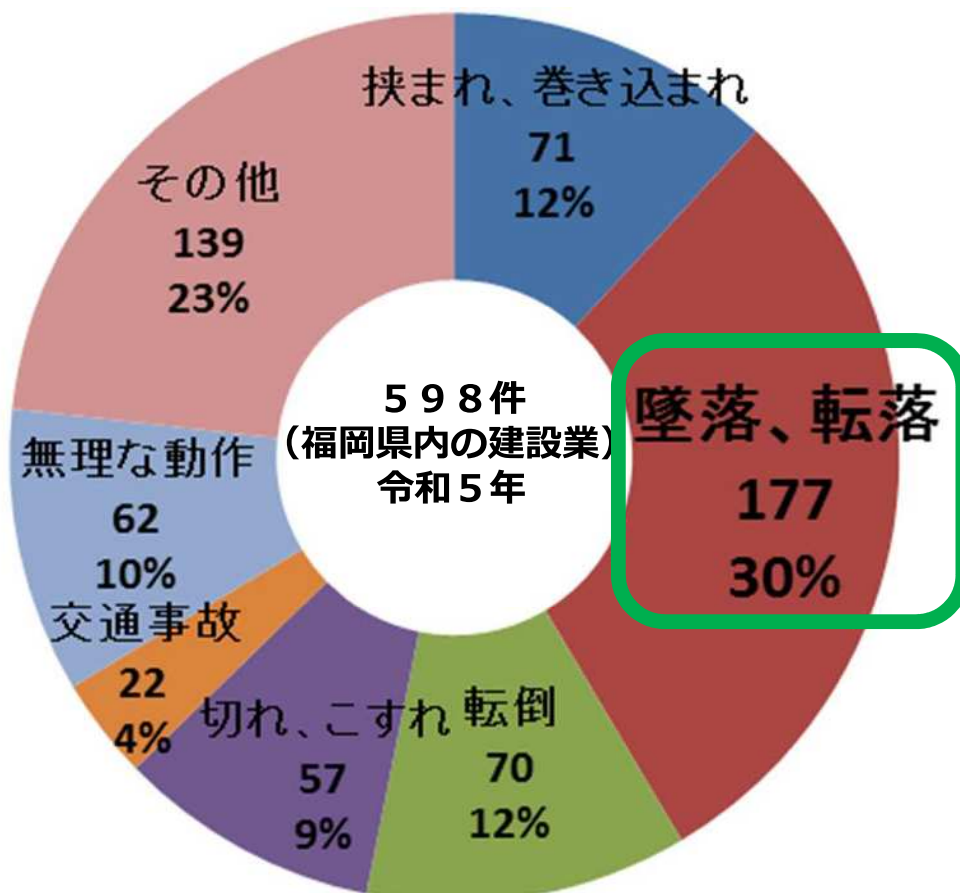
| 番号 | 事故の内容   | 事故の型  | 起因物     |
|----|---|-------|---------|
| 1  | 鉄筋コンクリート造3階建ての新築工事現場において、3階窓の屋外側を清掃するため、被災者が地上からの高さが約7mの2階庇（ひさし）の上（庇の奥行は約1.5m）で作業中、転落した。  | 墜落、転落 | 建築物、構築物 |
| 2  | 防水工事現場において、缶（2kg）を1階屋上に運ぶため脚立（高さ約3.6m）をはしご状にして立てかけ、缶を持って上る途中で転落した。  | 墜落、転落 | はしご等    |
| 3  | 被災者は、木造2階建家屋の屋根修繕工事において、板金交換作業を行っていた際、高さ2.3mをはしごを1階屋根部分に立てかけ、昇降中、転落した。  | 墜落、転落 | はしご等    |
| 4  | 土止め引抜作業において、引き抜いた土止め材（シートパイル）を移動式クレーンでトレーラーに積み込み作業中、被災者はトレーラー上で土止め材の玉外し作業を行い、移動式クレーンで巻き上げたところ、外した玉掛ワイヤのカシメ部分が土止め材に引っ掛かり、土止め材が被災者側に倒れ、土止め材とともに墜落したものの。   | 墜落、転落 | 移動式クレーン |
| 5  | 被災者は、解体中のビルの4階北面端部において、足場板（長さ4m）を担いだ状態で歩行し又は歩行しようとしたところ、床面の瓦礫につまずく等したこと、地上に墜落した。  | 墜落、転落 | 建築物、構築物 |
| 6  | 工事現場において、ピット（深さ3m43cm）内のコンクリートのがれきを地上へ搬出する作業を行っていた。被災者と同僚A（重機運転者）の2名は、ピット内において、コンクリートのがれきを運搬していた。同僚Aが重機を運転するため、被災者はピットの端に退避していた。このとき、地上でピット内の作業指示を行っていた現場責任者（専務取締役）がピット内に墜落し、退避していた被災者に激突し、両名が被災した。 | 飛来、落下 | 足場      |

# 令和5年 建設業における死亡災害発生状況（福岡県内）

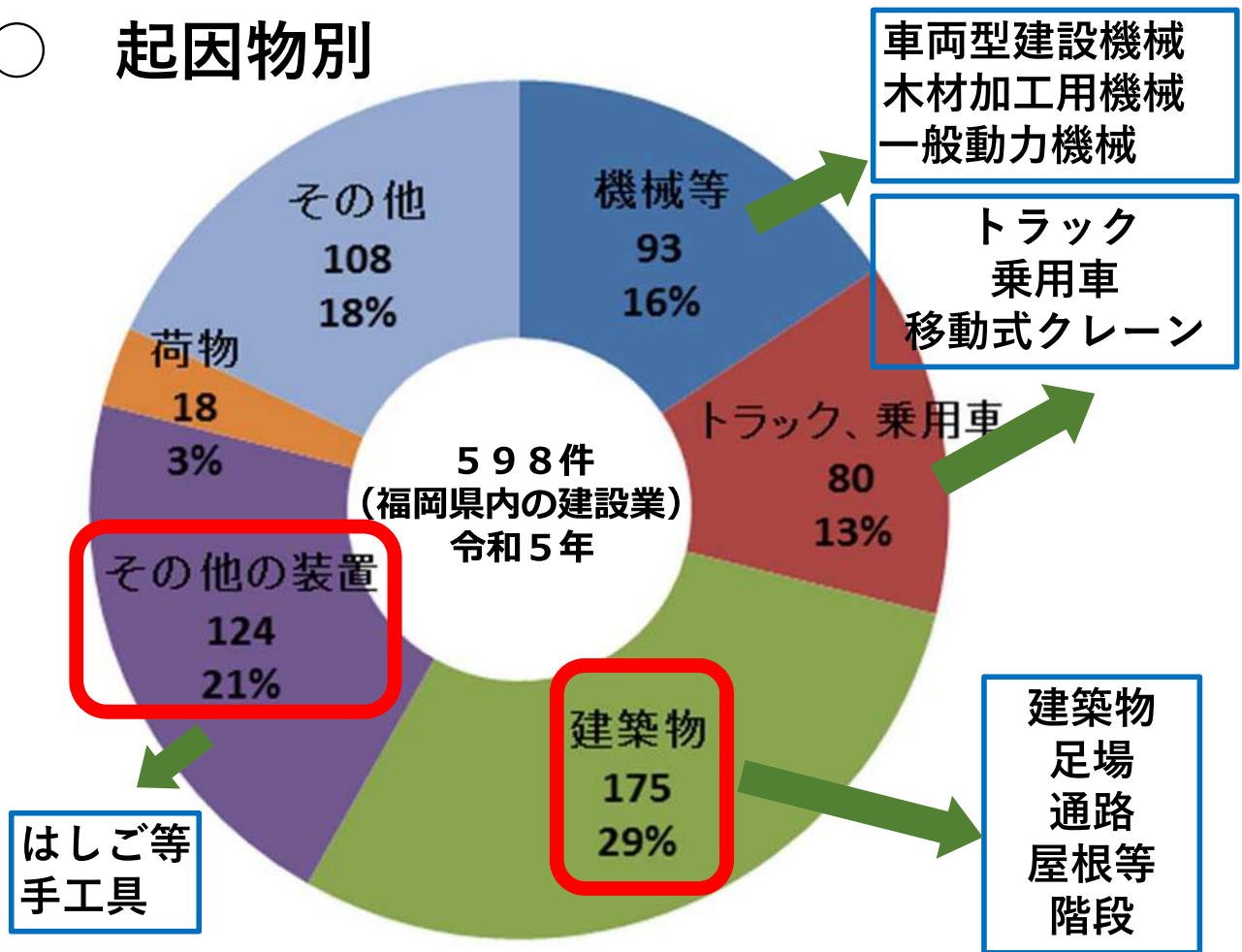
| 番号 | 事故の内容  | 事故の型       | 起因物     |
|----|--|------------|---------|
| 7  | 被災者は、工事現場において、建物下部基礎の研り作業を土間コンクリート（縦0.55m、横0.93m、長さ12.2m、重さ約15t）の真下で行っていたところ、土間コンクリートが落下し、下敷きとなったもの。                                       | 飛来、落下      | 建築物、構築物 |
| 8  | がれきを車両系建設機械（解体用つかみ機）でつかみ、作業場所であった5階の開口部から1階へ落としていた。被災者は、投下地点付近の重機に投下したがれきが接触していないか確認するように指示されたためゲート部分に入ったところ、被災者の顔部に投下したドアのドアクローザ一部分が刺さった。 | 飛来、落下      | 金属材料    |
| 9  | 被災者は杭打機を運転しオーガを引き抜いたのち運転を停止した。その後、杭打機のオーガに近づいたところ、被災者の上にオーガ（スクリュロッド）に付着していた岩状の泥（大きさ：50×56×37cm）が、高さ約2mから落下し、被災者に激突した。                      | 飛来、落下      | 基礎工事用機械 |
| 10 | マンション新築工事現場において、深さ約4mの掘削床にいる被災者はドラグショベル（クレーン仕様機）でつり上げられた土嚢を据付、玉外しをし、掘削床を敷均していたところ、土嚢を据え付けた反対側の地山が崩壊し生き埋めとなった。                              | 崩壊、倒壊      | 地山、岩石   |
| 11 | 被災者は、トンネル坑内拡幅部において、同僚2名とシャトルカーの入替作業を行っていたところ、走行中のシャトルカーとトンネル壁面との間に挟まれた。  | はさまれ、巻き込まれ | 軌道装置    |
| 12 | 被災者は、福岡市の土場での片付け作業を終了後、徒歩で会社に戻る途中、タクシーに衝突された。  | 交通事故       | 乗用車     |

1、2、4、7、8、11、12の災害については、福岡中央署管轄内での事故

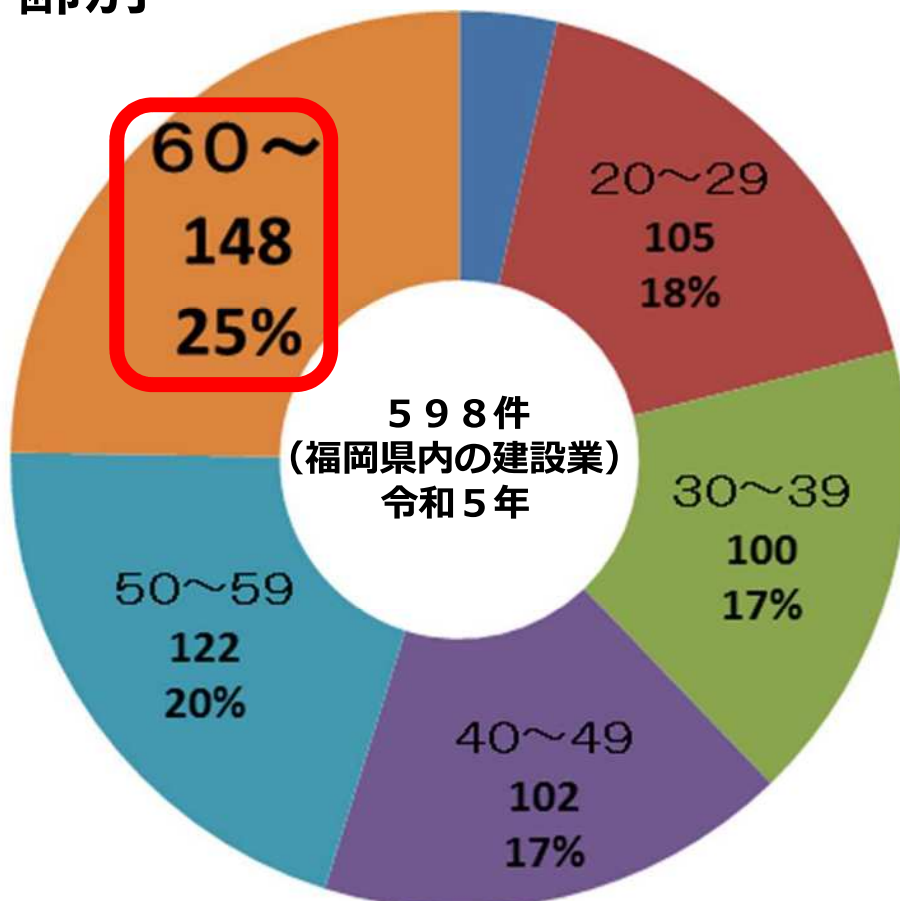
## ○ 事故の型別



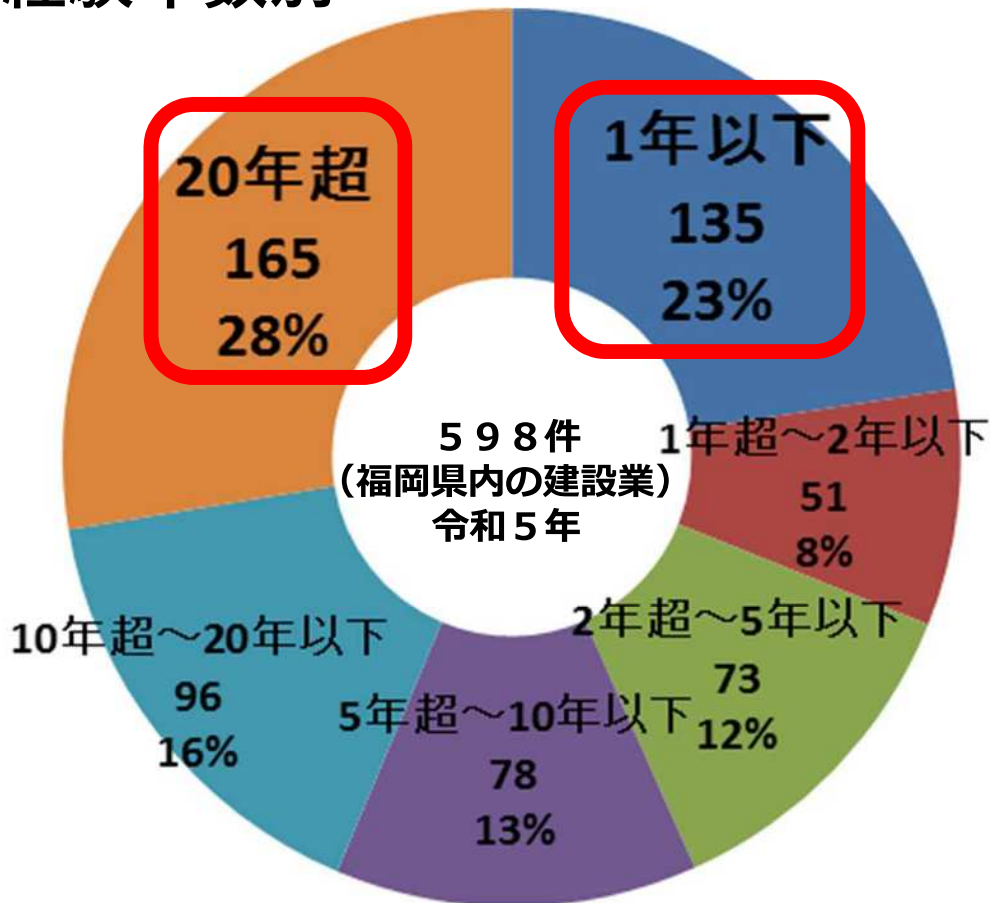
## ○ 起因物別



## ○ 年齢別



## ○ 経験年数別



## 労災かくし

労働災害が発生した場合

- ・正しい労働者死傷病報告を所轄の労働基準監督署へ提出
- ・労災保険を請求する。

労災かくしとは

「労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するため、故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの」

(平成3年12月5日 基発第687号)

罰則

労働安全衛生法第120条 50万円

労災かくしの防止対策

- ① 労災かくしは、犯罪であることの啓発を行うこと。
- ② 安全パトロールを通じて絶えず啓蒙すること。
- ③ どんな小さな災害でも元請に報告させる教育を徹底させること。

# 第14次労働災害防止計画の概要

## 労働災害防止計画とは

- ・労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

令和5年4月1日～令和10年3月31日

## 計画の方向性とは

- ・ **事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があつたとしても、安全衛生対策に取り組むことが**事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する。
- ・ 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- ・ 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

## 重点課題

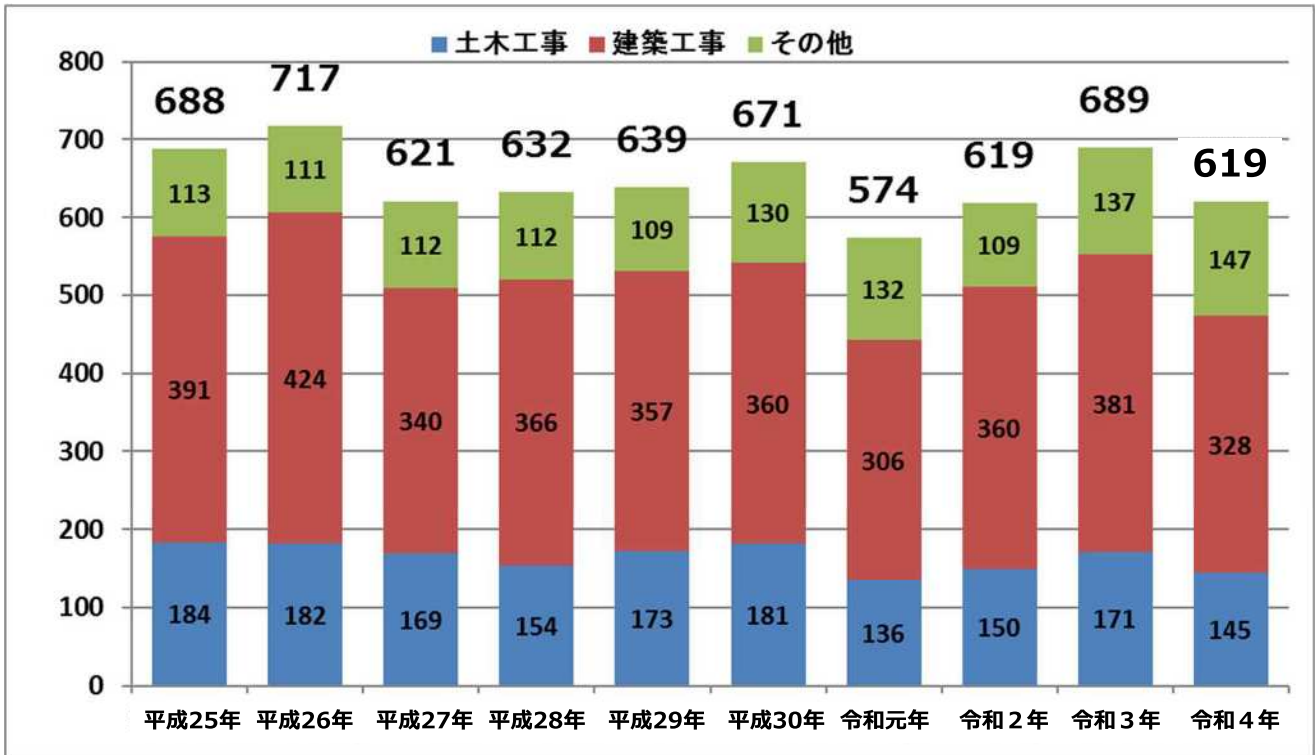
- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

## 目標

**死亡災害：5%以上減少（建設業は、15%以上減少）**  
**死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少**

# 建設業

## 死傷災害発生状況



# 建設業

## 死亡災害発生状況

| 12次防 |     |     |     |     | 13次防 |    |    |    |    | 12次防 | 13次防 |
|------|-----|-----|-----|-----|------|----|----|----|----|------|------|
| H25  | H26 | H27 | H28 | H29 | H30  | R1 | R2 | R3 | R4 | 12次防 | 13次防 |
| 13   | 12  | 13  | 10  | 8   | 12   | 4  | 9  | 12 | 9  | 56   | 46   |

### 目標

**死亡災害：15%以上減少**

**13次防：46件 → 14次防：39件以下**

## 事故の型別

|              |       |
|--------------|-------|
| 「墜落・転落」      | 47.8% |
| 「崩壊・倒壊」      | 19.6% |
| 「はさまれ・巻き込まれ」 | 10.9% |

## 事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・**墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止器具の確実な使用**
- ・はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ・**墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施**
- ・**作業場所の暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置**

### アウトプット指標（2027年まで）

墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%以上

### アウトカム指標（2027年まで）

死亡者数を13次防期間の総数と比較して15%以上減少

事業者が**アウトプット指標**を達成した結果として期待される事項を**アウトカム指標**として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

## 2 労働安全衛生規則（足場）の改正内容

### 労働安全衛生規則（足場）の改正について 令和5年10月1日改正



厚生労働省では、足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、**足場からの墜落防止措置**を強化しました。

令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。



# 改正のあらまし

## ① 一側足場の使用範囲の明確化！

幅が1 m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

## ② 足場の点検時には、点検者の指名が必要！

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

## ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要！

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

## 建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合

### 開催要綱

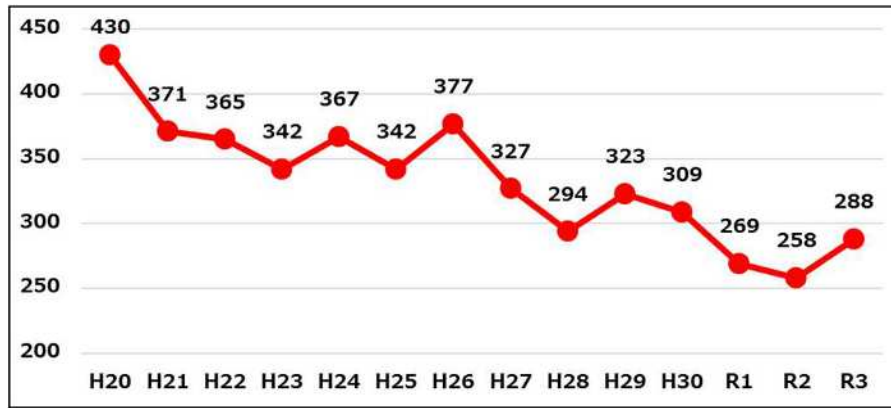
#### 1 趣旨

建設業の墜落・転落災害の防止対策については、労働安全衛生規則の累次の改正により、足場等からの墜落防止措置を漸次強化するとともに、これら法定事項に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の普及促進を図ってきた。このような取組もあって、**墜落・転落による死亡災害は長期的に減少傾向にある。**

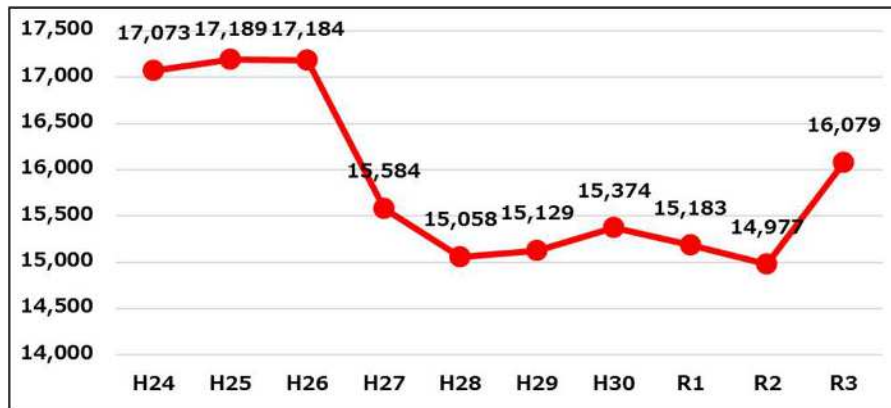
しかしながら、建設職人基本法に基づく基本計画に記載されているように、**建設工事の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多く、その防止について実効性のある対策を講ずることが急務となっている。**

このようなことを踏まえ、厚生労働省においては、**専門家や建設現場の安全に精通した者からなる標記実務者会合を開催し、近年における墜落・転落災害の発生状況や足場に係る墜落防止措置に関する実施状況等を分析・評価した上で、墜落・転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討することとする。**

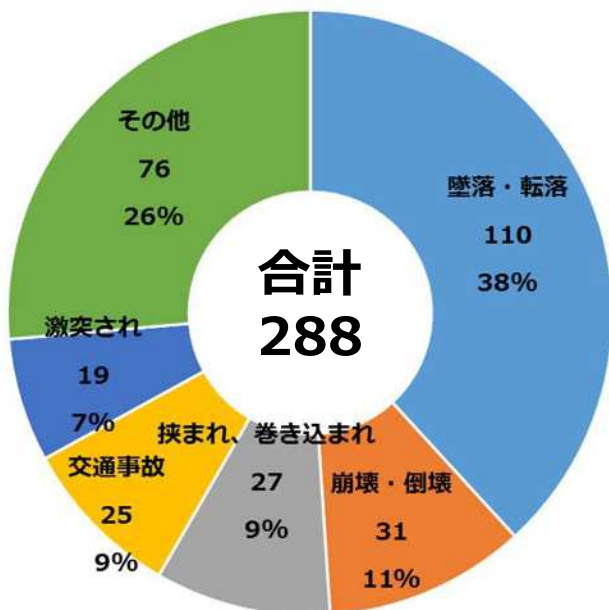
## 建設業における死亡災害発生状況



## 建設業における休業4日以上之死傷災害発生状況



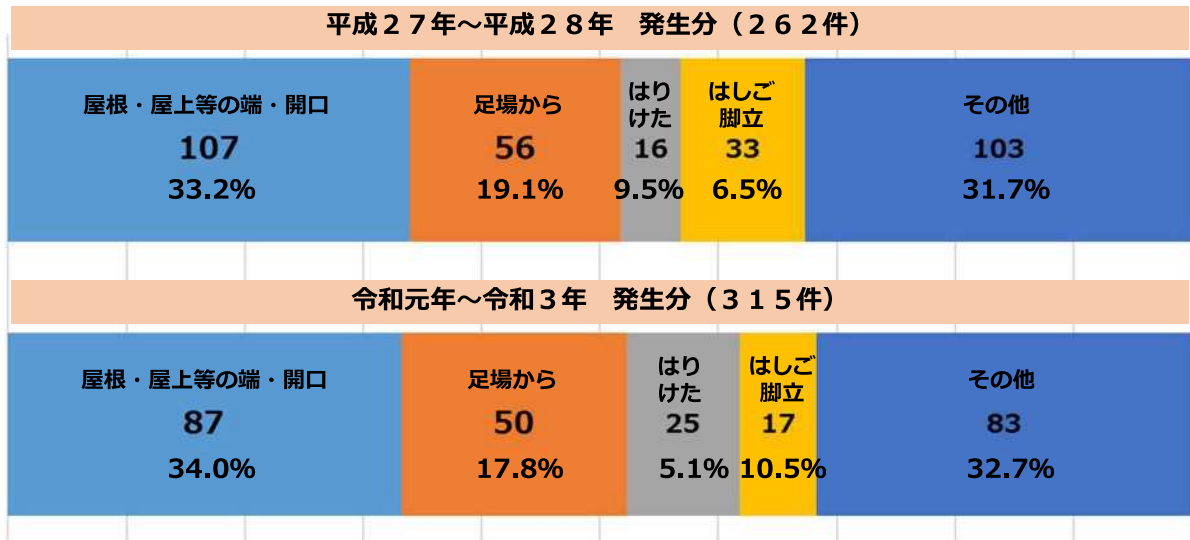
建設業における死亡災害の型別内訳（令和3年）



建設業における休業4日以上之死傷災害の型別内訳（令和3年）



## 墜落・転落災害の墜落箇所別



## 足場から墜落・転落した災害の作業別



## 1 屋根・屋上等の端・開口部等からの墜落・転落災害

### ○災害の特徴

建設業における墜落・転落災害は、屋根・屋上等の端・開口部で最も多く発生している。災害の内容を見ると、作業床の端における手すり等の設置や、要求性能墜落制止用器具の着用等、法令で規定された墜落防止措置が講じられていないものが多く認められた。また、近年、はしご・脚立からの墜落・転落災害が増加傾向を示している。

### ○課題

先行足場の設置がない工事や小規模な工事では、ノウハウ不足、工費の問題などにより親綱支柱・親綱の設置や墜落制止用器具の使用などの法令上の墜落・転落防止措置が不十分なことがあることから、これら法令上の墜落・転落防止措置を行うに当たっての留意事項を分かりやすくまとめたマニュアルの作成・周知が有効である。また、近年増加傾向のはしご・脚立からの墜落・転落災害対策も盛り込む必要がある。

## 2 足場の通常作業中の墜落・転落災害

### ○災害の特徴

足場での通常作業中の墜落・転落による死亡災害については、手すり・中さんが設置されておらず、バランスを崩して作業床から墜落するケース、作業床と手すりの間から転落するケースが多く見られた。

このほか、作業開始前又は組立て等後の点検が行われていないものが散見された。

### ○課題

足場での通常作業中の墜落・転落災害では、法令で規定されている足場の点検が行われておらず、手すり・中さんを設置しないまま又は取り外したまま作業を進め死亡災害に至っている状況も認められており、足場の点検を確実に実施するための仕組みが必要である。

## 3 足場の組立・解体中の墜落・転落災害

### ○災害の特徴

手すり等の設置がない中で、固定されていない足場部材等とともに墜落したケース、墜落制止用器具のフックを親綱に掛けておらず転落したケース等が認められた。

### ○課題

足場の組立時に、床材より先に手すりを組み立てる「手すり先行工法」は、足場の組立・解体中の墜落・転落災害の防止に有効である。年々普及率も上昇してきており一層の活用が望まれる。

また、足場の組立・解体時には作業の性質上、手すりの設置が困難な場合もあり、手すり等がない場合には、親綱を張り、墜落制止用器具の使用を徹底することが必要である。

# 労働安全衛生規則の条文

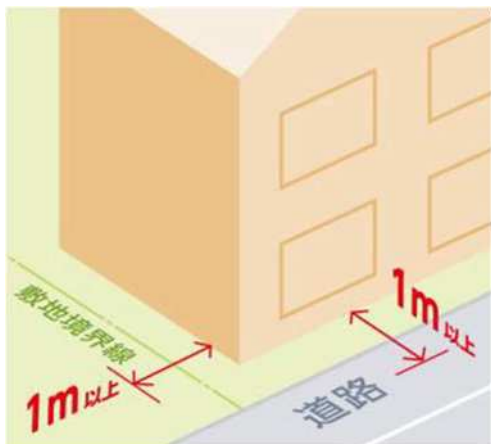
## (本足場の使用)

令和6年4月1日施行

### 第561条の2 (新設)

事業者は、幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。

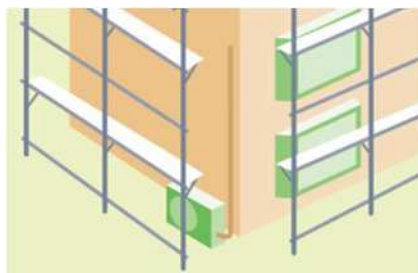
ただし、つり足場を使用するとき、又は**障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは**、この限りでない。



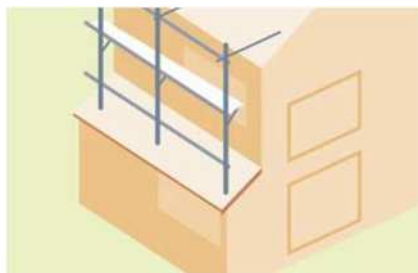
足場設置のため確保した幅が1m以上の箇所について、**その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等**については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1m以上の箇所」を確保してください。

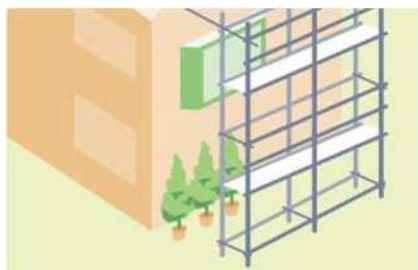
## 障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき



足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、**建地を2本設置することが困難なとき**



屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、**建地を2本設置することが困難なとき**



本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、**墜落・転落災害のリスクが高まる**とき

## 労働安全衛生規則の条文

(点検)

令和5年10月1日施行

第567条(改正後)

第1項

事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(点検)

第567条(改正前)

第1項

事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

## 労働安全衛生規則の条文

(点検)

令和5年10月1日施行

第567条(改正後)

第2項

事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

(点検)

第567条(改正前)

第2項

事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

## 労働安全衛生規則の条文

(点検)

令和5年10月1日施行

第567条(改正後)

第3項

事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

①当該点検の結果及び点検者の氏名

(点検)

第567条(改正前)

第3項

事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

①当該点検の結果

## 労働安全衛生規則の条文

(つり足場の点検)

令和5年10月1日施行

第568条(改正後)

第1項

事業者は、つり足場における作業を行うときは、**点検者を指名して**、その日の作業を開始する前に、前条第2項第1号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事項について**点検させ**、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

(つり足場の点検)

第568条(改正前)

第1項

事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第2項第1号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

## 労働安全衛生規則の条文

(足場についての措置)

第655条(改正後)

令和5年10月1日施行

第1項

注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

第2号

強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、**点検者を指名して**、足場における作業を開始する前に、次の事項について**点検させ**、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

(足場についての措置)

第655条(改正前)

第1項

注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

第2号

強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

## 労働安全衛生規則の条文

(足場についての措置)

第655条(改正後)

令和5年10月1日施行

第2項

注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

①当該点検の結果**及び点検者の氏名**

(足場についての措置)

第655条(改正前)

第2項

注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

①当該点検の結果



# 足場の点検項目

- 1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
- 3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 4 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
- 5 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
- 6 脚部の沈下及び滑動の状態
- 7 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
- 8 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 9 突りようかつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

## 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震とは、

- ① 強風とは、10分間の平均風速が10m/S以上の風
- ② 大雨とは、1回の降雨量が50mm以上の降雨
- ③ 大雪とは、1回の降雪量が25cm以上の降雪
- ④ 中震以上の地震とは、震度階級4以上の地震  
(昭和34年2月18日 基発第101号)

## 第一項第二号の「一部解体若しくは変更」とは、

建わく、建地、交さ筋かい、布等の足場の構造部材の一時的な取り外し若しくは取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取り外し若しくは取付けが含まれること。ただし、次にいずれかに該当するときは、「一部解体若しくは変更」に含まれないこと。

- ① 作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備(足場の構造部材である場合を含む。)を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これにより足場の構造に大きな影響がないことが明らかであって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。
- ② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の設備を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合であって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

(平27・3・31 基発0331第9号)

## 注文者とは

### 労働安全衛生法第15条

事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの(当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの**最も先次の請負契約における注文者**とする。以下「元方事業者」という。)のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者(以下「**特定元方事業者**」という。)

## 事業者とは

### 労働安全衛生法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

3 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

## 点検者の指名について

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。**

## 点検者について

**事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、下記に掲げる者等、十分な知識・経験を有する者が望ましい。**

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（土木又は建築）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

**作業開始前の点検は、職長等、当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。（要綱に記載）**

○疑義

労働安全衛生規則第567条第2項においては、「事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。」と規定され、同条第3項においては、「事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。」と規定されている。足場の組立ての後において、下請け事業者が足場における作業を行うに際し、足場の組立て設置業者又は元方事業者等の注文者が同規則第655条第1項、第2項に掲げる措置を履行していない場合、下請け事業者は同規則第567条第2項、第3項の措置義務はあるか。

○見解

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」において、第3 3 (5) 足場の点検「工」に「従業員数の少ない事業者又は注文者にあつては、足場の組立て等の作業に係る当事者以外には、足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者が確保できない場合も考えられる。この場合には、足場の組立て等に係る当事者に足場の点検を実施させても差し支えないこと。」と記されており、足場の点検に関する十分な知識・経験を有さない下請け事業者においては、足場の組立て設置業者又は元方事業者等の注文者において点検した記録を確認することにより、同規則第567条第2項の点検をしたものと評価し、また、足場の組立て設置業者又は元方事業者等の注文者が点検の記録、保存をしておれば、下請け事業者は同条第567条第3項の点検の記録、保存の義務を果たしていると考えられる。

一方、足場の設置業者等が当該措置を講じていない場合は、原則どおり下請け事業者に当該義務があると考えられる。

足場等の種類別点検チェックリスト（ ）足場用-（注1）

| 足場等点検チェックリスト                    |               |                                    |          |         |
|---------------------------------|---------------|------------------------------------|----------|---------|
| 工事名（ ） 事業場名（ ） 点検者氏名（ ）         |               | 工期（ ）～（ ）                          |          | （注2）    |
| 点検日（ ）年（ ）月（ ）日                 |               | 点検実施理由（悪天候後、地震後、足場の組立て後、一部解体後、変更後） |          | （注4）    |
| 足場等の用途、種類、概要（ ）                 |               |                                    |          | （注3）    |
| 点検事項(注6)                        | 点 検 の 内 容(注7) | 良否(注8)                             | 是正内容(注9) | 確認(注10) |
| 1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態             |               |                                    |          |         |
| 2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態   |               |                                    |          |         |
| 3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態           |               |                                    |          |         |
| 4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無（注11）     |               |                                    |          |         |
| 5 欄木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無   |               |                                    |          |         |
| 6 脚部の沈下及び滑動の状態                  |               |                                    |          |         |
| 7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無  |               |                                    |          |         |
| 8 建地、布及び腕木の損傷の有無                |               |                                    |          |         |
| 9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の停止めの機能 |               |                                    |          |         |

## 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

### 目的

足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、「**建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合**」において取りまとめられた報告書を踏まえ、令和5年3月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第22号。以下「改正省令」という。）が公布され、**令和5年10月1日**から順次施行されることとされた。

本要綱では、改正省令による改正後の安衛則における墜落防止措置と併せて実施すべき対策を、足場に関係する各作業段階に応じてまとめることで、**足場からの墜落・転落災害の一層の防止に資することを目的**とする。

## 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

### 足場に関連する各作業段階において留意すべき事項

足場からの墜落・転落災害の防止に当たっては、次の①から④までの点に留意した上で、安衛則に基づく措置の実施を徹底するとともに、**後記1から6**までに掲げる墜落防止措置を講ずること。

- ① 各現場の実情に応じた安全対策を講ずることについて、**設計、計画等の段階から検討する必要があること。**
- ② 対策の検討に当たっては、労働安全衛生法第28条の2第1項に基づく**危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）**の結果や、実際に足場上で行われている労働者の作業の実態等を十分に踏まえたものとする。
- ③ 対策の検討に当たっては、作業性の低下や不安全行動等による新たなリスクの誘発等が生じないように、**本質的な安全対策を優先的に採用するよう**に努めること。
- ④ 事業者による適切な管理のもと、**総合的に対策を実施することが効果的**であること。

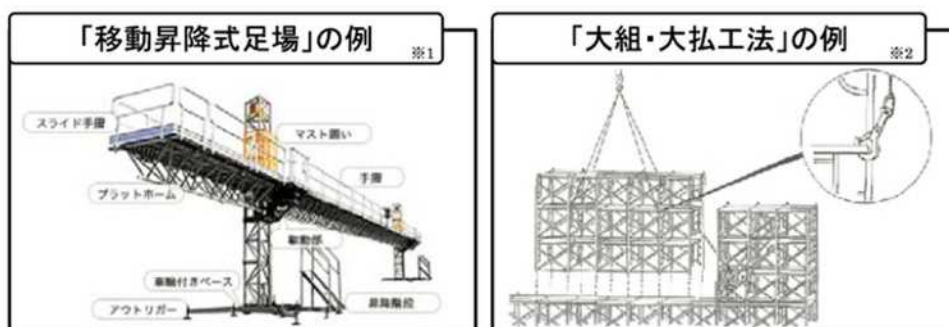
- 1 足場を使用して作業を行う建築物、構築物等の設計・計画段階における留意事項
- 2 足場の設置計画段階における留意事項
- 3 足場の組立て等の作業段階における留意事項
- 4 足場上で作業を行う段階における留意事項
- 5 安全衛生教育における留意事項
- 6 その他



## 2 足場の設置計画段階における留意事項

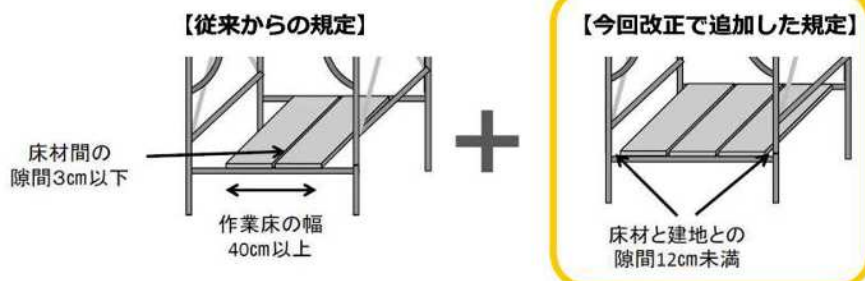
### (2) 足場の組立て等の際の墜落防止措置

・高所での組立・解体作業を必要としない「移動昇降式足場」や、高所での組立・解体作業が比較的少ない「大組・大払工法」の採用に努めること。



### (3) 通常作業時等における墜落防止措置

・安衛則第563条第1項第2号の八に基づき、床材と建地との隙間は12cm未満とすること。



・足場の昇降設備については、安衛則第526条や第552条に照らし適切なものとし、計画段階において、足場上での作業状況を踏まえ、適切な位置に適切な数の設備が設置されるよう配慮して計画すること。

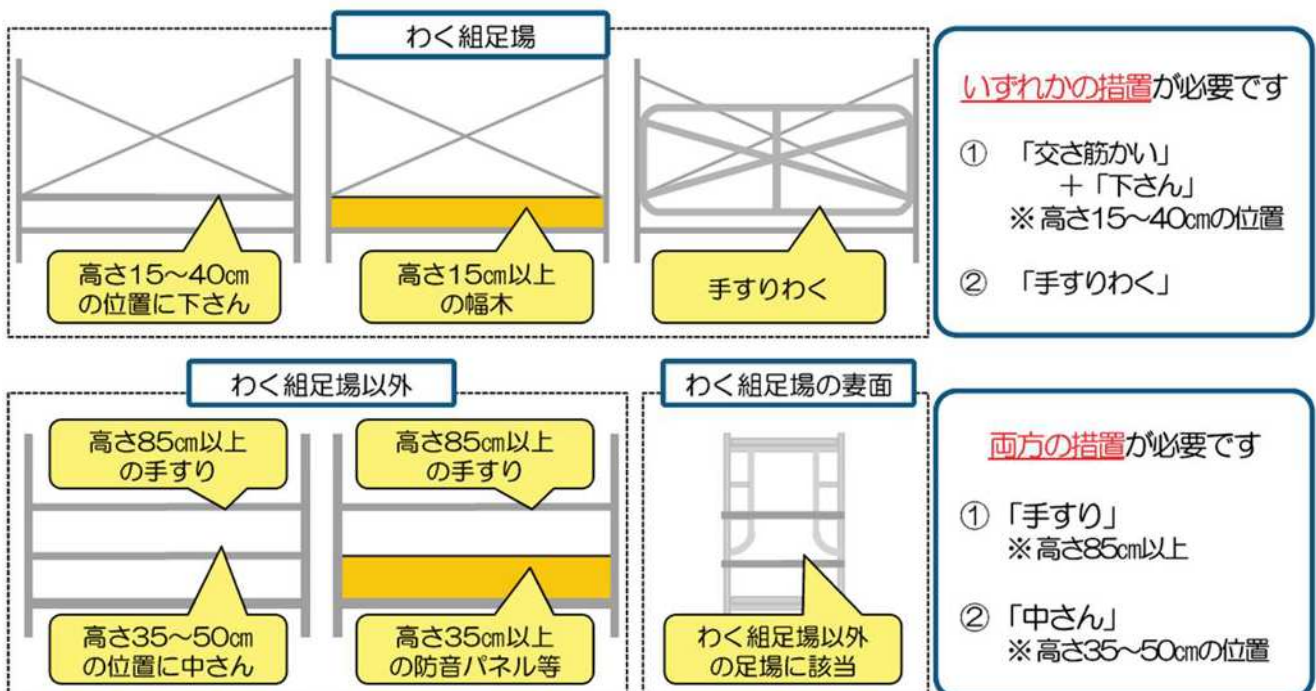
また、通常の「昇降階段」の設置が困難な場合には、ハッチ式の床付き布わくと昇降はしごを組み合わせた昇降設備を設置する等により、「足場の外側をよじ登る」、「昇降禁止の場所から足場の外側を伝って降りる」等の「不安全行動」を誘発させないものとする。



・手すり等の墜落防止措置については、安衛則第563条第1項第3号に基づく措置に加えて、「より安全な措置」を積極的に採用すること。

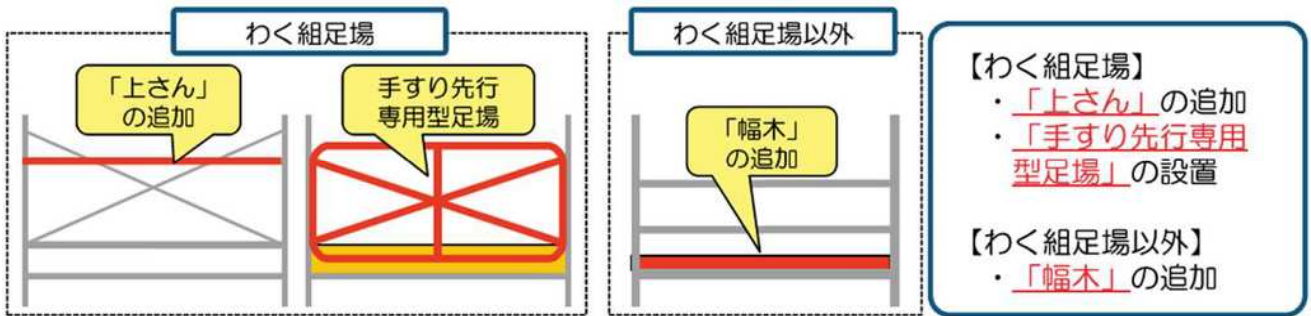
なお、「より安全な措置」には、足場上での作業の状況や現場の実情に応じて「防音パネル」や「ネットフレーム」、「金網」等を用いてこれらの措置と同等の墜落防止効果が得られるような場合も含まれる。

### 安衛則第563条第1項第3号に基づく措置





## より安全な措置



### わく組足場

### その他の足場



### 3 足場の組立て等の作業段階における留意事項

#### (2) 作業主任者

- ・高さ5 m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「足場の組立て等作業主任者」を選任し、安衛則第566条各号に定める事項を行わせること。
- ・高さ5 mに満たない足場の組立て等の作業に当たっても、安衛則第529条に基づき、作業を指揮する者を指名し、上記に準じた事項を行わせること。

#### (3) 要求性能墜落制止用器具取付設備等の設置及び要求性能墜落制止用器具の使用

- ・足場の組立て等作業時の墜落・転落災害の中には、労働者が要求性能墜落制止用器具を使用していたものの、その掛替え時に墜落した事案が認められているため、足場の組立て等作業時においては「要求性能墜落制止用器具の二丁掛」を基本とすること。

#### (5) 足場の点検

- ・足場の点検者は、足場の組立て等の作業に直接従事した者、当該作業の作業主任者及び作業指揮者等の当事者以外の者とする。

ただし、従業員数の少ない事業者又は注文者にあつては、足場の組立て等の作業に係る当事者以外には、足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者が確保できない場合も考えられる。この場合には、足場の組立て等に係る当事者に足場の点検を実施させても差し支えないこと。

また、事業者及び注文者の双方が点検を行う場合には、足場の組立て等の作業に係る当事者に点検を実施させても差し支えないが、その場合も、事業者及び注文者による点検は確実に行われるべきであること。

### 4 足場上で作業を行う段階における留意事項

#### (1) 足場上での作業に係る作業計画の作成及びこれに基づく作業の実施

- ・足場上で行われる作業に係る作業計画の作成に当たっては、①足場上での作業箇所や作業範囲、②作業に伴う手すり等の取り外しの有無及びその際の作業方法、並びに③取り外した手すり等の復旧等に関する内容を含めることとし、当該作業計画に基づく作業を徹底すること。
- ・設置された足場上で作業を行った場合において、①不安全行動や無理な姿勢となることが想定される場合、②作業計画では想定していなかった手すり等の取り外しを行う場合等については、特定元方事業者の担当者や職長等、当該足場を使用する労働者の責任者にその旨を報告させることとし、労働者個人の判断でこれを行わせないように徹底すること。

#### (2) 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合

- ・手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合には、安衛則第563条第3項第1号に基づき、要求性能墜落制止用器具取付設備等を設置し、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。また、同項第2号に基づき、その箇所で作業を行う者、作業を指揮する者等の関係者以外の労働者の立ち入り禁止措置を講ずることにより、作業と関係のない労働者が通行することによる墜落の危険を防止すること。

イ 臨時に取り外した手すり等については、安衛則第563条第5項に基づき、上記(1)により作成した作業計画に即して、手すり等を取り外す必要がなくなった後は直ちに元の状態に戻すとともに、これが確実に行われていることを職長等の当該足場を使用する労働者の責任者に確認させること。



## 5 安全衛生教育における留意事項

### (1) 特別教育の実施

- ・足場の組立て等の作業に就く労働者に対して、安衛則第36条第39号に基づく特別教育を実施すること。
- ・足場上での作業に就く労働者に対して、安衛則第36条第41号に基づく特別教育を実施するよう努めること。

### (2) 足場の組立て等作業主任者能力向上教育

- ・足場の組立て等作業における墜落・転落災害には、作業主任者が職務を適切に実施していたと認められない状況下において発生したものが多くことから、作業主任者の職務に関する能力の向上を図り、職務が徹底されるよう、安衛法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を定期的に受講させることに努めること。

## 6 その他

### (1) 足場の作業床の常時有効な状態の確保

- ・足場の作業床上に資材や工具が散逸していることは、物体の落下による危険のみならず、労働者がつまづくことによる墜落も懸念されるため、足場の作業床上で作業を行うに当たっては、資材や工具の整理整頓に努め、作業床を常時有効な状態にしておくよう努めること。



# 建設業におけるリスクアセスメント

## ①建設業の特徴

・建設業の特性として、日々状況が変わる現場、請負関係、天候の変化、屋外作業など、他の産業にない固有の特徴を有しており、建設業においてリスクアセスメントを行う場合には、以下のような安全衛生上配慮しなければならない事項があります。

- ・元方事業者による統括管理が行われている
- ・建設作業所の安全衛生管理において店社の役割がある
- ・屋外型の産業である
- ・必要に応じて発注者と協議する

## ②建設業の特性に応じたリスクアセスメントの実施

・危険性または有害性の調査における店社と建設作業所の役割リスクアセスメントの「危険性または有害性の調査」において、建設業の場合は、店社（支店などの事務所）と建設作業所で役割を分担し担当します。

・実施の時期

元方事業者、関係請負人それぞれの立場で、効果的なリスク低減措置が実施できる時期にリスクアセスメントを実施します。

できる限り前段階（工事の計画段階）で実施することが重要となります。

# リスクアセスメント

## リスクアセスメントが努力義務化されました

平成18年4月1日施行の労働安全衛生法改正により、

「[リスクアセスメント](#)」等の実施が努力義務化されました。

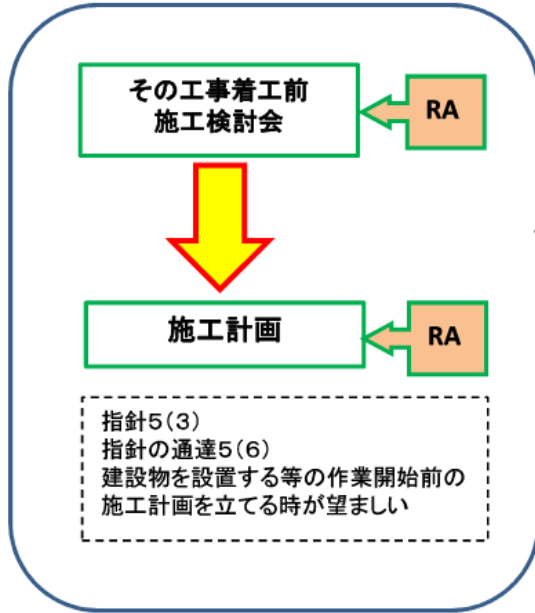
### [労働安全衛生法第28条の2](#)

事業者は、職場における労働災害発生の芽（リスク）を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性、有害性等の調査「[リスクアセスメント](#)」を行い、その結果に基づき必要な措置を実施するよう努めなければならない。

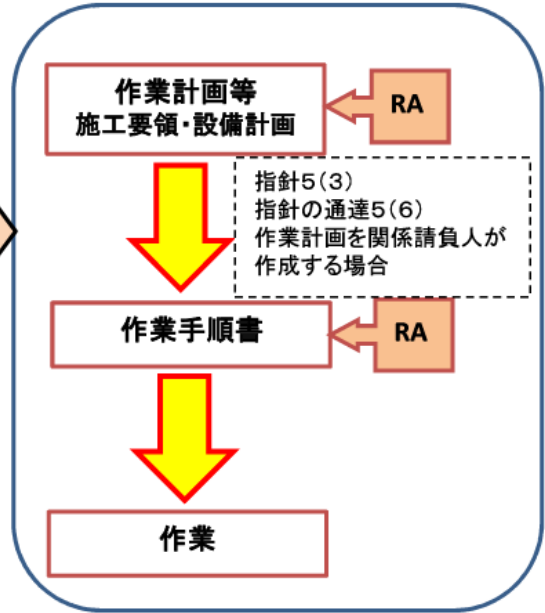
今度の安全衛生管理には、発生し得る災害を予測して、あらかじめ手を打っておく「[未然防止](#)」が求められています。「[リスクアセスメント](#)」は、この「[未然防止](#)」を適切に行うための手段です。

| 部門    | 役割                      |
|-------|-------------------------|
| 店社    | 会社全体に共通する危険性又は有害性等の調査   |
| 建設作業所 | 施工する工事(作業)の危険性又は有害性等の調査 |

## 元方事業者

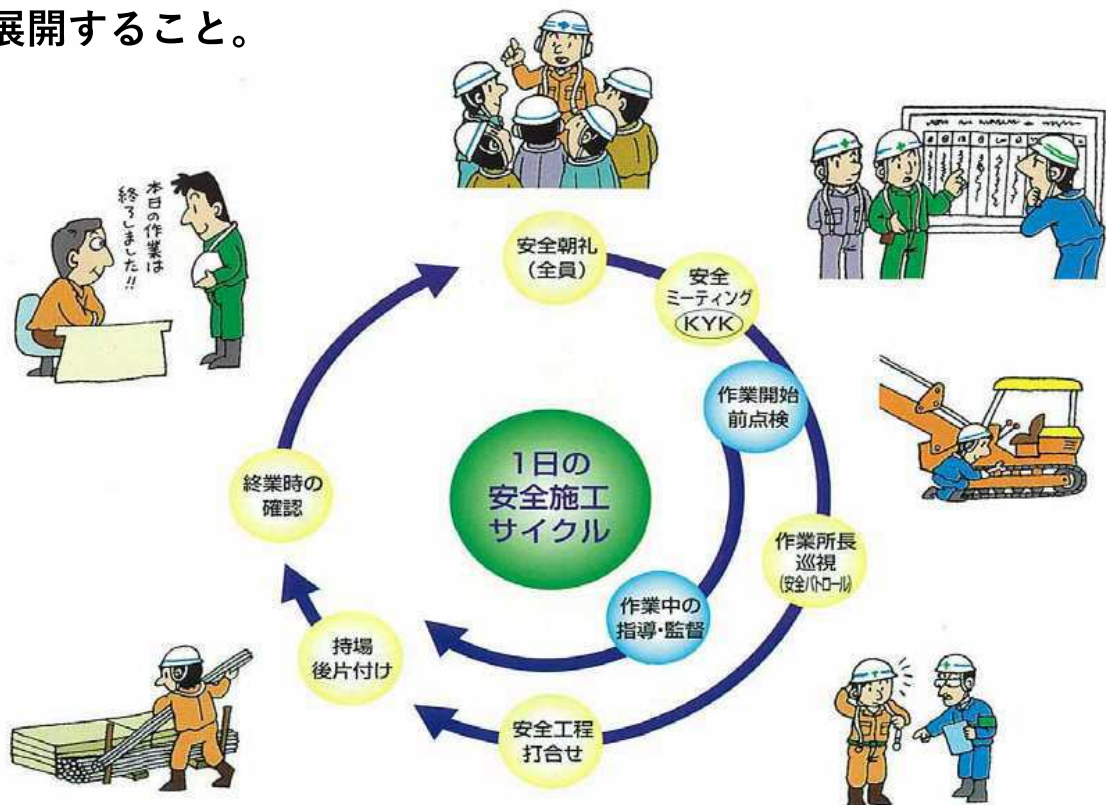


## 関係請負人



## 安全施工サイクル

元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開すること。



# 3 労働安全衛生規則（化学物質）の改正内容

## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、**オルトトルイジンによる膀胱がん事案、M O C Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など**、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、**今後の職場における化学物質等の管理のあり方**について検討することとした。

開催期間：検討会

- ・令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回  
ワーキンググループ
- ・令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回

## 職場における化学物質管理を巡る現状

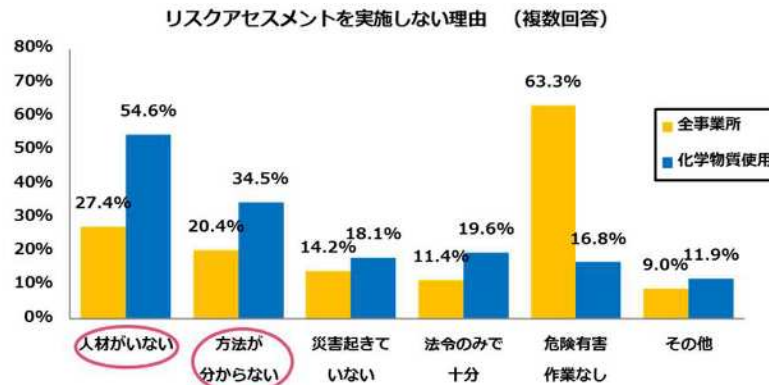
### 1 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上労働災害のうち、**特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。**
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

|                    | 件数<br>(平成30年) | 障害内容別の件数(重複あり) |                |                |
|--------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
|                    |               | 中毒等            | 眼障害            | 皮膚障害           |
| 特別規則対象物質           | 77 (18.5%)    | 38<br>(42.2%)  | 18<br>(20.0%)  | 34<br>(37.8%)  |
| 特別規則以外のSDS交付義務対象物質 | 114 (27.4%)   | 15<br>(11.5%)  | 40<br>(30.8%)  | 75<br>(57.7%)  |
| SDS交付義務対象外物質       | 63 (15.1%)    | 5<br>(7.5%)    | 27<br>(40.3%)  | 35<br>(52.2%)  |
| 物質名が特定できていないもの     | 162 (38.9%)   | 10<br>(5.8%)   | 46<br>(26.7%)  | 116<br>(67.4%) |
| 合計                 | 416           | 68<br>(14.8%)  | 131<br>(28.5%) | 260<br>(56.6%) |

## 2 有害作業に係る化学物質の管理状況

- 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする**第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向**。
- **リスクアセスメントの実施率は50%強**。実施しない理由は「人材がない」、「方法が分からない」などが多い。



## 3 中小企業における状況

- 企業規模が小さいほど、**法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い**。

## 4 諸外国における化学物質管理

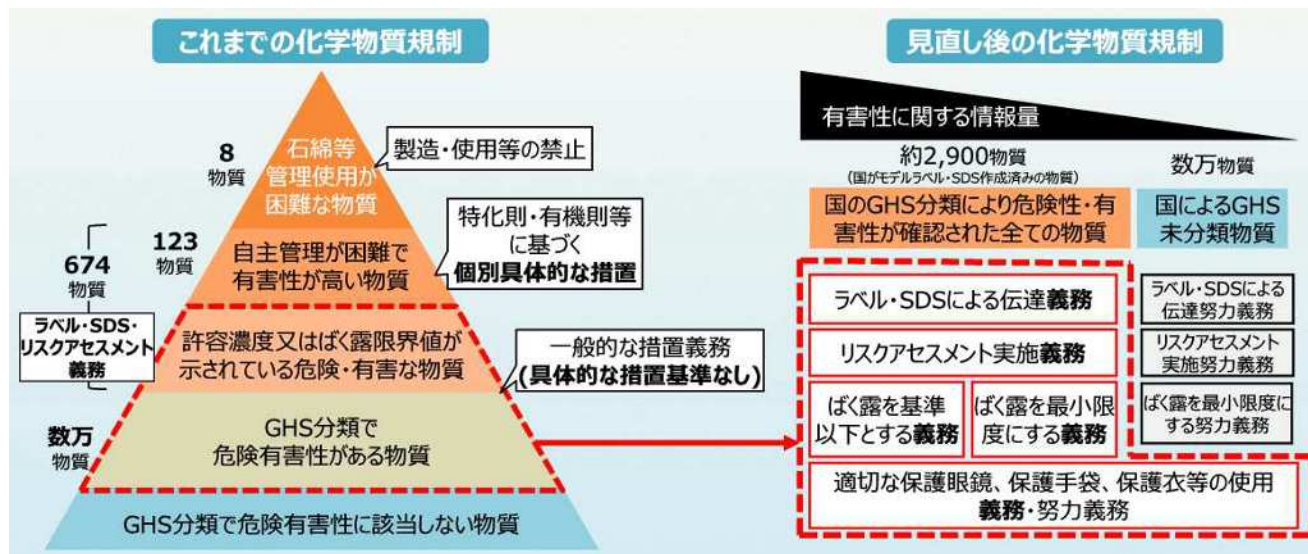
- 欧州及び米国は、GHS分類で危険有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS交付の義務対象。
- 欧州は、個別規制はしていないが、リスクアセスメントが義務。また細かい流通規制がある。米国は、インダストリアル・ハイジニストの判断を重視。

## 改正省令の概要

- 1 事業場における化学物質の管理体制の強化
- 2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化
- 4 衛生委員会の付議事項の追加
- 5 事業場におけるがんの発生の把握の強化
- 6 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外
- 7 作業環境測定結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化
- 8 作業環境管理やばく露防止措置等が適切に実施されている場合における特殊健康診断の実施頻度の緩和

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件については、**令和4年5月31日に公布され、公布日から施行。一部については、令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行。**

# 現在の化学物質規制の仕組み (特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)



- ・ 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- ・ 化学物質による休業4日以上労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生

## SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

- ・ SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、**化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書**のことです。
- ・ 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するためのものです。
- ・ SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- ・ GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。

### SDSの記載項目

|                |               |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報   | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約    | 10. 安定性及び反応性  |
| 3. 組成及び成分情報    | 11. 有害性情報     |
| 4. 応急措置        | 12. 環境影響情報    |
| 5. 火災時の措置      | 13. 廃棄上の注意    |
| 6. 漏出時の措置      | 14. 輸送上の注意    |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令      |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報    |

# ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前  
674物質



改正後（順次追加後）  
国がGHS分類済 約2900物質  
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

**R4年2月改正・R6年4月施行**  
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

**R4年度中改正・R7年4月施行予定**  
左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

**R5年度中改正・R8年4月施行予定**  
健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

## 【健康に対する有害性 10項目】

### 急性毒性

皮膚腐食性/刺激性  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性  
呼吸器感作性または皮膚感作性

### 生殖細胞変異原性

発がん性  
生殖毒性

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

誤えん有害性



## 【爆弾の爆発】



爆発物（不安定爆発物、等級1.1～1.4）  
自己反応性化学品（タイプA、B）  
有機過酸化物（タイプA、B）

## 【炎】



可燃性ガス（区分1）  
自然発火性ガス  
エアゾール（区分1、区分2）  
引火性液体（区分1～3）  
可燃性固体  
自己反応性化学品（タイプB～F）  
自然発火性液体  
自然発火性固体  
自己発熱性化学品  
水反応可燃性化学品  
有機過酸化物（タイプB～F）  
鈍性化爆発物

## 【円上の炎】



酸化性ガス  
酸化性液体  
酸化性固体

## 【ガスボンベ】



高压ガス

## 【腐食性】



金属腐食性化学品  
皮膚腐食性（区分1）  
眼に対する重篤な損傷性（区分1）

## 【どくろ】



急性毒性  
（区分1～区分3）

## 【感嘆符】



急性毒性（区分4）  
皮膚刺激性（区分2）  
眼刺激性（区分2/2A）  
皮膚感作性  
特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分3）  
オゾン層への有害性

## 【健康有害性】



呼吸器感作性  
生殖細胞変異原性  
発がん性  
生殖毒性（区分1、区分2）  
特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分1、区分2）  
特定標的臓器毒性（反復ばく露）  
誤えん有害性

## 【環境】



水生環境有害性  
（短期（急性）区分1、  
長期（慢性）区分1、  
長期（慢性）区分2）

# Q 1

追加された、または追加予定の物質やCAS番号はどこで確認できるか？

# A 1

ラベル表示・SDS交付の義務対象物質（表示・通知対象物質）に追加となる物質については、「厚生労働省」または「（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所」のホームページにおいて、CAS登録番号を併記した物質リストを公開しています。



文字サイズの変更 標準 大 特大 🔍 調べたい語句を入力してください 🔍 検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準・安全・衛生 > 職場における化学物質対策 > 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

## 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容～

### 対象物質の一覧

- 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行) [Excel:38KB]
- 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧(令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日施行) [Excel:249KB]

※上記一覧には、令和7年3月31日以前からラベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。

- 労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧(令和5年4月1日及び令和6年4月1日適用)
- 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等(一覧)(令和6年4月1日適用)
- 皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト)

### 安全データシート

1. 化学品等及び会社情報

|              |  |
|--------------|--|
| 化学品等の名称      | ホルムアルデヒド (Formaldehyde)  |
| 製品コード        | H29-B-039  |
| 会社名          | 〇〇〇株式会社  |
| 住所           | 東京都△△区△△町△△丁目△△番地  |
| 電話番号         | 03-1234-5678   |
| ファックス番号      | 03-1234-5678   |
| 電子メールアドレス    | 連絡先@検索.or.jp   |
| 緊急連絡電話番号     | 03-1234-5678   |
| 推奨用途及び使用上の制限 | ポリアセタール樹脂・ユリア樹脂及びメラミン樹脂接着剤・フェノール樹脂・合成ゴム・メラミン樹脂(接着剤を除く)・ユリア樹脂(接着剤を除く)原料、溶剤、医薬・繊維処理剤、紙力増強剤、土木建築材料原料、キレート剤、産業合成原料、石灰酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂、農薬(失効農薬)、消毒剤 |

2. 危険有害性の要約

|               |                      |  |
|---------------|----------------------|--|
| GHS分類         | 分類実施日 (物化危険性及び健康有害性) | H30.3.16、政府向けGHS分類ガイダンス (H25年度改訂版 (ver.1.1)) : JIS Z7252:2014準拠) を使用   |
|               |                      | GHS改訂4版を使用   |
| 物理化学的危険性      |                      | 可燃性/引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む) 区分1  |
| 健康に対する有害性     |                      | 急性毒性(経口) 区分4<br>急性毒性(経皮) 区分3<br>急性毒性(吸入:ガス) 区分2<br>皮膚腐食性/刺激性 区分2<br>眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2<br>呼吸器感受性 区分1<br>皮膚感受性 区分1<br>生殖細胞変異原性 区分2<br>発がん性 区分1A<br>特定の臓器毒性 (単回ばく露) 区分1 (神経系、呼吸器)<br>特定の臓器毒性 (反復ばく露) 区分1 (中枢神経系、呼吸器) |
| 分類実施日 (環境有害性) |                      | 環境に対する有害性はH18年度、GHS分類マニュアル (H18.2.10版) を使用   |
| 環境に対する有害性     |                      | 水生環境有害性 (急性) 区分2   |

注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の11項に記載した。

GHSラベル要素 絵表示

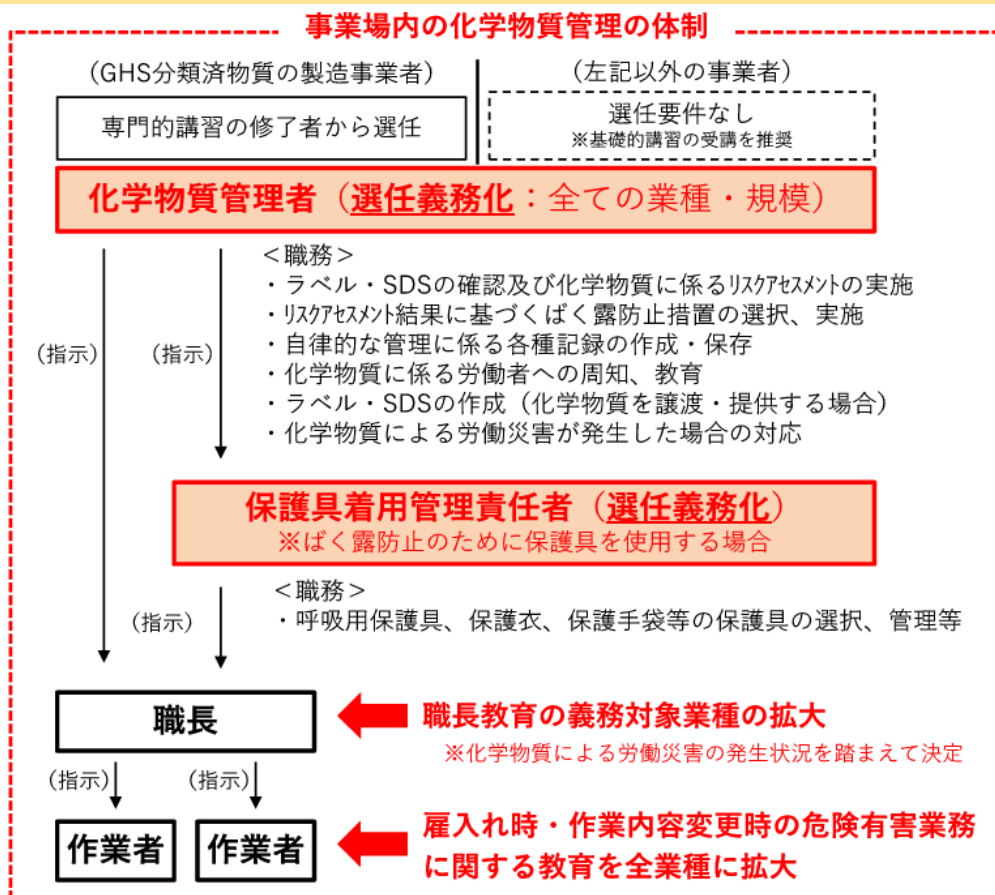
|         |   |
|---------|---|
| 注意喚起語   | 危険  |
| 危険有害性情報 | 極めて可燃性又は引火性の高いガス<br>高圧ガス：熱すると爆発のおそれ<br>飲み込むと有害<br>皮膚に接触すると有毒<br>皮膚刺激<br>アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ<br>強い眼刺激<br>吸入すると生命に危険<br>吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ<br>遺伝性疾患のおそれの疑い<br>発がんのおそれ<br>神経系、呼吸器の障害<br>長期間にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器の障害<br>水生生物に毒性  |
| 注意書き    | 使用前に取扱説明書入手すること。<br>全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。<br>熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。<br>粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。<br>取扱後はよく手を洗うこと。<br>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。<br>屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。<br>汚染された作業衣は作業場から出さないこと。<br>環境への放出を避けること。<br>保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。<br>【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。【注】<br>【】の文言は、化学品の使用時に追加的な情報が、安全な使用のために十分である換気タイプを説明している場合に使用できます。   |
| 応急措置    | 飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。<br>口をすすぐこと。<br>皮膚に付着した場合：多量の水と石けん (鹸) で洗うこと。<br>皮膚刺激又は発疹 (疹) が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。<br>吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。<br>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。<br>眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。<br>直ちに医師に連絡すること。<br>呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。<br>汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。<br>漏洩ガス火災の場合：漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。<br>安全に対処できるならば着火源を除去すること。<br>特別な処置が緊急に必要である (このラベルの・・・を見よ)。<br>注) “...” は、ラベルに解毒剤等中毒時の情報提供を受けるための連絡先などが記載されている場合のもので、ラベル作成時には、“...” を適切に置き換えてください。 |



# ホルムアルデヒド

| 健康に対する有害性        |                 |
|------------------|-----------------|
| 急性毒性(経口)         | 区分4             |
| 急性毒性(経皮)         | 区分3             |
| 急性毒性(吸入：ガス)      | 区分2             |
| 皮膚腐食性／刺激性        | 区分2             |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 区分2             |
| 呼吸器感作性           | 区分1             |
| 皮膚感作性            | 区分1             |
| 生殖細胞変異原性         | 区分2             |
| 発がん性             | 区分1A            |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露)  | 区分1 (神経系、呼吸器)   |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露)  | 区分1 (中枢神経系、呼吸器) |

## 1 事業場における化学物質の管理体制の強化



## 化学物質管理者の選任（安衛則第12条の5関係）

### 第12条の5第1項

事業者は、法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査をしなければならない令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、**化学物質管理者**を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる**化学物質の管理に係る技術的事項**を管理させなければならない。

- ① 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。
- ② リスクアセスメントの実施に関すること。
- ③ **第577条の2第1項**及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関すること。
- ④ リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- ⑤ 第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
- ⑥ **第577条の2第11項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。**
- ⑦ 第1号から第4号までの事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。

(ばく露の程度の低減等)

### 第577条の2

#### 第1項

事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、**リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。**

### 第577条の2

#### 第11項

事業者は、次に掲げる事項について、**1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、記録を作成し、当該記録を3年間保存する**とともに、第1号及び第4号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に**従事する労働者に周知させなければならない。**

- ① 第1項、第2項及び第8項の規定により講じた措置の状況
- ② リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況
- ③ 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
- ④ 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

## 化学物質管理者の選任（安衛則第12条の5関係）

### 第12条の5第3項

化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- ① 化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に選任すること。
- ② 次に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。
  - イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場  
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
  - ロ イに掲げる事業場以外の事業場  
イに定める者のほか、第一項各号の事項を担当するために**必要な能力を有すると認められる者**

### 第12条の5第4項

事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、第1項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えなければならない。

### 第12条の5第5項

事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該**化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等**により関係労働者に周知させなければならない。

衛生管理者の職務は、事業場の衛生全般に関する技術的事項を管理することであり、また有機溶剤作業主任者といった作業主任者の職務は、個別の化学物質に関わる作業に従事する労働者の指揮等を行うことであり、それぞれ選任の趣旨が異なるが、化学物質管理者が、化学物質管理者の職務の遂行に影響のない範囲で、**これらの他の法令等に基づく職務等と兼務することは差し支えないこと。**

化学物質管理者は、工場、店社等の事業場単位で選任することを義務付けたこと。したがって、例えば、建設工事現場における塗装等の作業を行う請負人の場合、一般的に、建設現場での作業は出張先での作業に位置付けられるが、そのような**出張作業先の建設現場にまで化学物質管理者の選任を求める趣旨ではないこと。**

化学物質管理者の選任に当たっては、当該管理者が実施すべき業務をなし得る権限を付与する必要があり、**事業場において相応するそれらの権限を有する役職に就いている者を選任すること。**

化学物質管理者については、その職務を適切に遂行するために必要な権限が付与される必要があるため、**事業場内の労働者から選任されるべきであること。**

本規定の「**リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う**」には、例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う**作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれること。**ただし、一般消費者の生活の用に供される製品はリスクアセスメントの対象から除かれているため、それらの製品のみを取り扱う事業場は含まれないこと。

また、密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉等を行わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対策のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱うような場合は、「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には含まれないこと。

「事業場の見やすい箇所に掲示すること等」の「等」には、化学物質管理者に腕章を付けさせる、特別の帽子を着用させる、事業場内部のイントラネットワーク環境を通じて関係労働者に周知する方法等が含まれること。

□の「**必要な能力を有すると認められる者**」とは、**安衛則第12条の5第1項各号の事項に定める業務の経験**がある者が含まれること。また、適切に業務を行うために、講習等を受講することが望ましいこと。

## 化学物質管理者の専門的講習 (リスクアセスメント対象物製造事業場)

| 科目  | 範囲  | 時間        |
|---|---|-----------|
| 【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等                   | 化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状<br>化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知  | 2 時間 30 分 |
| 【講義】化学物質の危険性又は有害性等の調査                     | 化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録  | 3 時間      |
| 【講義】化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等 | 化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法 | 2 時間      |
| 【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応                   | 災害発生時の措置  | 30 分      |
| 【講義】関係法令                                  | 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項  | 1 時間      |
| 【実習】化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等        | 化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 保護具の選択及び使用   | 3 時間      |

# 化学物質管理者の専門的講習 (リスクアセスメント対象物製造事業場以外)

| 科目  | 範囲   | 時間     |
|---|--|--------|
| 【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等                   | 化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状<br>化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び通知   | 1時間30分 |
| 【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査                     | 化学物質の危険性及び有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録   | 2時間    |
| 【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等 | 化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録<br>保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法 | 1時間30分 |
| 【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応                   | 災害発生時の措置   | 30分    |
| 【講義】関係法令                                  | 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項   | 30分    |

## 保護具着用管理責任者の選任（安衛則第12条の6関係）

### 第12条の6

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

- ① 保護具の適正な選択に関すること。
- ② 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- ③ 保護具の保守管理に関すること。

### 第12条の6第2項

前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

- ① 保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に選任すること。

## 保護具着用管理責任者の選任（安衛則第12条の6関係）

### 第12条の6第3項

事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、第一項に掲げる業務をなし得る権限を与えなければならない。

### 第12条の6第4項

事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

本項第2号中の「**保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者**」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

- ① 別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 9（1）ウに定める作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ③ 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 安衛則別表第4に規定する第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ⑤ 安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者（作業主任者）
  - 第18号：有機溶剤作業主任者（特別有機溶剤）
  - 第19号：鉛作業主任者
  - 第20号：特定化学物質等作業主任者
  - 第22号：有機溶剤作業主任者
- ⑥ **安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他安全衛生推進者等の選任に関する基準の各号に示す者（安全衛生推進者に係るものに限る。）**

令和4年12月26日 基安化発1226第1号  
「保護具着用管理責任者に対する教育の実施について」

保護具着用管理責任者教育カリキュラム

|    | 科目                | 範囲   | 時間  |
|----|-------------------|--|-----|
| 学科 | I 保護具着用管理         | ①保護具着用管理責任者の役割と職務<br>②保護具に関する教育の方法                             | 30分 |
|    | II 保護具に関する知識      | ①保護具の適正な選択に関すること。<br>②労働者の保護具の適正な使用に関すること。<br>③保護具の保守管理に関すること。 | 3時間 |
|    | III 労働災害の防止に関する知識 | 保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法                                   | 1時間 |
|    | IV 関係法令           | 安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項   | 30分 |
| 実技 | V 保護具の使用方法等       | ①保護具の適正な選択に関すること。<br>②労働者の保護具の適正な使用に関すること。<br>③保護具の保守管理に関すること。 | 1時間 |

保護具着用管理責任者の選任に当たっては、その業務をなし得る権限を付与する必要があり、事業場において相応するそれらの権限を有する役職に就いている者を選任することが望ましいこと。

なお、選任に当たっては、事業場ごとに選任することが求められるが、大規模な事業場の場合、保護具着用管理責任者の職務が適切に実施できるよう、複数人を選任することも差し支えないこと。

また、職務の実施に支障がない範囲内で、作業主任者が保護具着用管理責任者を兼任しても差し支えないこと。

「事業場の見やすい箇所に掲示すること等」の「等」には、保護具着用管理責任者に腕章を付けさせる、特別の帽子を着用させる、事業場内部のイントラネットワーク環境を通じて関係労働者に周知する方法等が含まれること。

## 2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

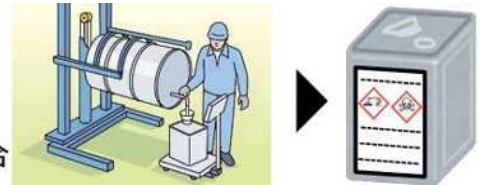
### SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- ・ 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- ・ 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- ・ 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

### 化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



### 電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メールの送信



HPのURLや二次元コードの伝達

## 3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

### 労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

#### ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせる行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

#### ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

### ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが**選択の上、実施**します。



代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用



(第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等) **「リスクアセスメント」**

労働安全衛生法 第57条の3

**第1項**

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、**第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物**による**危険性又は有害性等を調査しなければならない。**

**第2項**

事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(リスクアセスメントの実施時期等)

労働安全衛生規則 第34条の2の7

**リスクアセスメントは、次に掲げる時期に行うものとする。**

- ① リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
- ② リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

<指針による努力義務>

- ・ 労働災害発生時（過去のリスクアセスメントに問題があるとき）
- ・ 過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
- ・ 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき（施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合）

# CREATE-SIMPLEを用いたリスクアセスメント

まず事業場内で取り扱っている化学物質をリストアップし、作業内容、ラベルやSDSの有無、法規制状況、リスクアセスメントの実施状況、有害性情報などを確認の上、作業ごと、対象物質ごとにリスクアセスメントを実施します。

## ポイント！

複数の物質がある場合には、優先順位をつけてリスクアセスメントを実施します。

優先順位は、使用量が多い、沸点が低い（揮発しやすい）、含有率が高い、有害性が高い（ばく露限界値が小さい）、臭気強いもの、などの情報の中から総合的に判断し、優先順位をつけて、リスクアセスメントを実施しましょう。

本事例では、少量のフルフルール（100mL以上～1000mL未満）を外付け式フード付きの台の上で1日30分間取り扱う作業を想定して入力します。なお、作業中は、時々スプラッシュを浴びることがあるが、素材の透過性などは特に意識せず、使い捨て手袋を着用していると仮定します。

SDSなどから情報を収集

| 項目            | 入力条件                              | 項目                     | 入力条件                    |
|---------------|-----------------------------------|------------------------|-------------------------|
| 物質名           | フルフルール                            | 取扱温度                   | 室温                      |
| CAS番号         | 98-01-1                           | スプレー作業                 | いいえ                     |
| ばく露限界値        | 許容濃度 2.5ppm、TLV-TWA 0.2ppm (Skin) | 塗布面積1m <sup>2</sup> 以上 | いいえ                     |
| 取扱量           | 少量（100mL～1000mL未満）                | 換気状況                   | 局所排気装置（外付け式フード）         |
| 含有率           | 5-20%                             | 作業時間                   | 1日当たり30分                |
| 分子量           | 96.09                             | 作業頻度                   | 週あたり5日                  |
| 沸点            | 162℃                              | 呼吸用保護具                 | なし                      |
| 引火点           | 60℃（密閉式）                          | 接触面積                   | 片方の手のひらに付着              |
| 蒸気圧           | 294 Pa                            | 手袋                     | 使い捨て手袋                  |
| 水溶解度          | 83 g/L                            | 着火源                    | 静電気対策等なし                |
| オクタノール・水分分配係数 | 0.41                              | その他                    | 有機物や金属の取扱いなし<br>空気に接触する |

|                | 項目   | 現状   | 対策後                    |
|----------------|--|--|------------------------|
| 有害性            | 管理目標濃度（吸入）[ppm]  | 0.05 ～ 0.5   | 0.05 ～ 0.5             |
|                | ばく露限界値（吸入）[ppm]  | 20   | 20                     |
|                | ばく露限界値（経皮）[mg]   | 565  | 565                    |
|                | 目や皮膚に有害な影響   | S  | S                      |
|                | Q1.揮発性・飛散性   | 中揮発性（沸点：50℃以上～150℃未満）  | 中揮発性（沸点：50℃以上～150℃未満）  |
|                | Q2.取扱量   | 少量（100mL以上～1000mL未満）   | 少量（100mL以上～1000mL未満）   |
|                | Q3.含有率   | 25%以上  | 25%以上                  |
|                | Q4.スプレー作業の有無   | いいえ  | いいえ                    |
|                | Q5.塗布面積1m <sup>2</sup> 超   | いいえ  | いいえ                    |
|                | Q6.換気レベル   | 換気レベルC（工場的な全体換気）   | 換気レベルD（外付け式局所排気装置）     |
| Q7.作業時間        | 3時間超～4時間以下   | 3時間超～4時間以下   |                        |
| Q8.作業頻度        | 5日/週   | 3日/週   |                        |
| Q9.呼吸用保護具[任意]  |  |  |                        |
| フィットテストの方法     |  |  |                        |
| 経皮             | Q10.接触面積   | 大きなコインのサイズ、小さな飛沫   | 大きなコインのサイズ、小さな飛沫       |
|                | Q11.化学防護手袋   | 手袋を着用していない   | 取扱物質に関する情報のない手袋を使用している |
|                | Q12.保護具の教育   | 教育や訓練を行っていない   | 基本的な教育や訓練を行っている        |
| 爆発・火災          | Q13.取扱温度   | 室温以下   | 室温以下                   |
|                | Q14.着火源の対策   | いいえ  | いいえ                    |
|                | Q15.有機物・金属の取扱い   | いいえ  | いいえ                    |
|                | Q16.空気、水との接触   | はい   | はい                     |
| リスク判定結果        | 推定ばく露濃度[ppm]   | 5 ～ 50   | 0.5 ～ 5                |
|                | 推定経皮吸収量[mg]  | 0.773  | 0.773                  |
|                | 合計（吸入＋経皮）  | III  | II                     |
|                | 吸入   | III  | II                     |
|                | 経皮吸収   | I  | I                      |
|                | 眼や皮膚への影響   | S  | S                      |
|                | 爆発火災   | IV   | III                    |
| リスクレベル（有害性）の説明 | リスクを下げる対策を実施しましょう。<br>手袋を着用しましょう。<br>目や皮膚に有害な影響があります。適切な労働衛生保護具を着用しましょう。 | 作業環境は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。<br>手袋を着用しましょう。<br>目や皮膚に有害な影響があります。適切な労働衛生保護具を着用しましょう。 |                        |
| リスクレベル（危険性）の説明 | 引火性が高いため、至急着火源の除去、換気を行います。   | 引火性が高いため、着火源の除去、換気を徹底しましょう。  |                        |

| リスク低減対策の検討   |   |     |
|--|---|-----|
| ※以下のQ1～Q16の選択肢を変更し、[再度リスクを判定]をクリックすることによって、リスク低減対策後の結果が表示されます。 |   |     |
| 中揮発性（沸点：50℃以上～150℃未満）  |   |     |
| 少量（100mL以上～1000mL未満）   |   |     |
| 25%以上  |   |     |
| いいえ  |   |     |
| いいえ  |   |     |
| 換気レベルD（外付け式局所排気装置）   |   |     |
| 3時間超～4時間以下   |   |     |
| 週1回以上  | 3 | 日/週 |
| 大きなコインのサイズ、小さな飛沫   |   |     |
| 取扱物質に関する情報のない手袋を使用している   |   |     |
| 基本的な教育や訓練を行っている  |   |     |
| 室温以下   |   | ℃   |
| いいえ  |   |     |
| いいえ  |   |     |
| はい   |   |     |
| 再度リスクを判定   |   |     |

### 第34条の2の8

事業者は、リスクアセスメントを行つたときは、次に掲げる事項について、記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行つた日から起算して3年以内に当該リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行つたときは、3年間）保存するとともに、当該事項を、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

### 第34条の2の8第2項

前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- ① 当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
- ② 書面を、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
- ③ 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

### 第577条の2（ばく露の程度の低減等）

事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



代替物質  
の使用



換気装置等を  
設置し稼働



作業方法  
の改善



有効な呼吸用  
保護具の使用

Q 1

「労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること」の最小限度の目安は？

A 1

ばく露濃度の最小限度の基準はありませんが、各事業場でリスクアセスメントを実施した結果を踏まえて、ばく露濃度を最小限に抑えていただくことが必要となります。

なお、日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIHのTLV-TWA等が設定されている物質については、これらの値を参考にリスクアセスメントを実施し、ばく露濃度を最小限に抑える方法などの方法もあり、各事業場に応じた自律的な管理をお願いします。

## 第594条

事業者は、皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、**塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。**

## 第594条の2

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤(皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「**皮膚等障害化学物質等：296物質**」という。)を製造し、又は取り扱う業務(法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。)に労働者を従事させるときは、**不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。**

## 第594条の3

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤(皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。)を製造し、又は取り扱う業務(法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。)に労働者を従事させるときは、**当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。**

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大 🔍 調べたい語句を入力してください 🔍 検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら 🗳️ 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場における化学物質対策について > 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

### 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容～

- 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行)[Excel:38KB]
- 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧(令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日施行)[Excel:249KB]

※上記一覧には、令和7年3月31日以前からラベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。

- 労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧(令和5年4月1日及び令和6年4月1日適用)
- 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等(一覧)(令和6年4月1日施行)
- 皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト)**

- 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について  
(令和5年7月4日付け基発0704第1号)
- 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル

を参照して下さい。

- ・ 化学防護手袋

化学物質の透過及び／又は浸透の防止を目的として使用する手袋

- ・ 材料

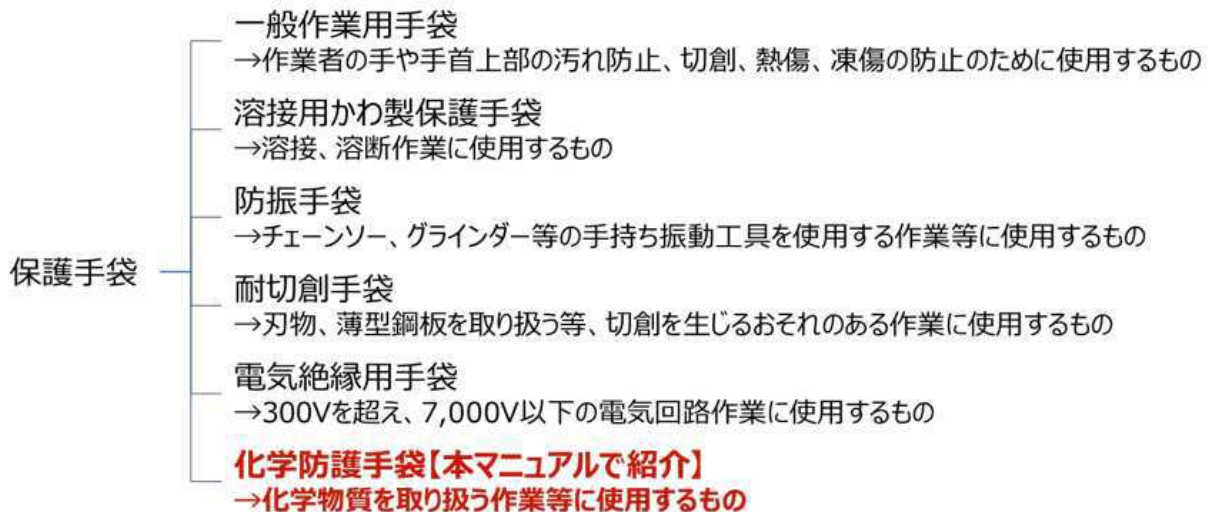
化学防護手袋本体に使用される材料。

- ・ 浸透

化学防護手袋の開閉部、縫合部、多孔質材料及びその他の不完全な部分などを通過する化学物質の流れ。

- ・ 透過

材料表面に接触した化学物質が吸収され、内部に分子レベルで拡散を起し、裏面から離脱する現象。





# 職場の安全サイト



職場の安全を応援する情報発信サイト/

職場のあんぜんサイト

HOME お問い合わせ サイトマップ  検索

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質

ホーム > 化学物質



= 化学物質 =



## 化学物質のリスクアセスメント実施支援

### 目次

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセス

詳しくはこちら >

リスクアセスメント支援ツール

詳しくはこちら >

リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援

詳しくはこちら >

関連ページ

詳しくはこちら >

## まとめ

- 1 事業場で使用している化学物質が含有している**製品の一覧表**を作成し、SDS（セーフティーデータシート）があるのか確認すること。
- 2 SDSを確認し、**労働安全衛生法第57条の3（通知対象物）**が含有しているか確認すること。また、「**皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質**」、「**厚生労働大臣が定める濃度の基準以下（濃度基準値）対象物**」に該当するか確認すること。
- 3 含有しているのであれば、「**化学物質管理者**」、「**保護具着用管理責任者**」を選任すること。
- 4 「**化学物質管理者**」は、当該製品を扱う業務に対し、**リスクアセスメントを実施しているか確認すること。**
- 5 リスクアセスメントを実施した際は、関係労働者に周知すること。
- 6 関係労働者に対し、**リスクアセスメントの結果及びSDSを用いて安全衛生教育を実施すること。**（使用している製品（化学物質）の有害性や使用する保護具の意味、応急措置、取り扱い及び保管上の措置 等）

**化学物質のリスクアセスメントは、実際に化学物質を使用する下請け事業場が実施し、リスク低減対策を行う。また、元請事業場は、下請け事業場が作成したリスクアセスメントを確認し、必要な指導を行うことが大事！**



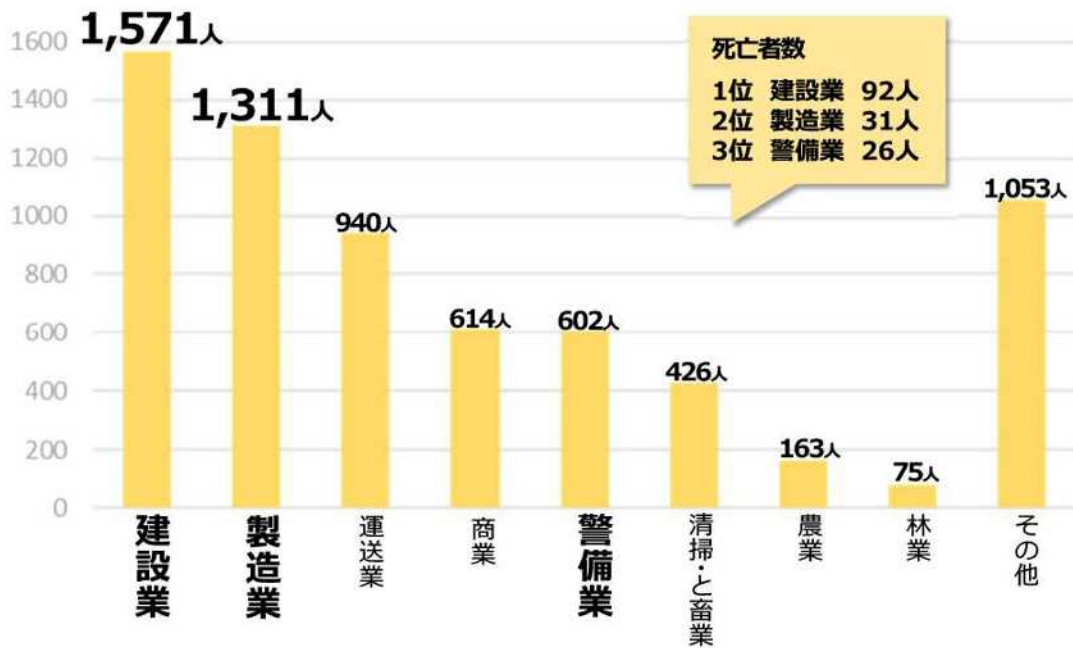
**令和4年5月31日に公布され、公布日から施行  
(一部については、令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行)**

|                    |  | 2023(R5).4.1         | 2024(R6).4.1   |
|--------------------|--|----------------------|----------------|
| 化学物質管理<br>体系の見直し   | 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加                 |                      | 2024(R6).4.1施行 |
|                    | ばく露を最小限度にすること<br>(ばく露を濃度基準値以下にすること)        | 2023(R5).4.1施行       | 2024(R6).4.1施行 |
|                    | ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存                      | 2023(R5).4.1施行       |                |
|                    | 皮膚等障害化学物質への直接接点の防止<br>(健康障害を起こすおそれのある物質関係) | 2023(R5).4.1施行       | 2024(R6).4.1施行 |
|                    | 衛生委員会付議事項の追加                               | 2023(R5).4.1施行       |                |
|                    | 化学物質によるがんの把握強化                             | 2023(R5).4.1施行       |                |
|                    | リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存                     | 2023(R5).4.1施行       |                |
|                    | 化学物質災害発生事業場等への監督官による指示                     |                      | 2024(R6).4.1施行 |
|                    | リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等                |                      | 2024(R6).4.1施行 |
|                    | がん原性物質の作業記録の保存                             | 2023(R5).4.1施行       |                |
| 実施体制<br>の確立        | 化学物質管理者・保護着用責任者の選任義務化                      |                      | 2024(R6).4.1施行 |
|                    | 雇入れ時等教育の拡充                                 |                      | 2024(R6).4.1施行 |
|                    | 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大                   | 2023(R5).4.1施行       |                |
| 情報伝達の<br>強化        | SDS等による通知方法の柔軟化                            | 2022(R4).5.31(公布日)施行 |                |
|                    | 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新                        | 2023(R5).4.1施行       |                |
|                    | 通知事項の追加及び含有量表示の適正化                         |                      | 2024(R6).4.1施行 |
|                    | 事業場内別容器保管時の措置の強化                           | 2023(R5).4.1施行       |                |
|                    | 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大               | 2023(R5).4.1施行       |                |
| 管理水準良好事業場の特別規則適用除外 |  | 2023(R5).4.1施行       |                |
| 特殊健康診断の実施頻度の緩和     |  | 2023(R5).4.1施行       |                |
| 第三管理区分事業場の措置強化     |  |                      | 2024(R6).4.1施行 |



# 4 熱中症防止対策

職場で熱中症になった人 (死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数)



2013年～2022年の累計値

## いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

専門知識がないと  
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や  
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』!

# 「命を救う行動」現場で作業員が倒れたときの対応

## ▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



**すぐに119番 ▶ 水をかけ、全身を『急速冷却』 !**

## ➡ 「水かけ」で急速冷却 (アスリートの世界では一般的)



© JSPO (公益財団法人日本スポーツ協会)

【スポーツ活動中の熱中症予防】 ch.5 身体冷却法 -応急処置編-  
「水道水散布法」 2:46~参照

<https://www.youtube.com/watch?v=g2FZVArhb48&t=6s>



# 「あやまった行動」現場で作業員が倒れたときの対応

## ▶ 作業員の様子がおかしいと思ったが...

①



意識状態は悪かったが平熱だったので大丈夫だと判断

②



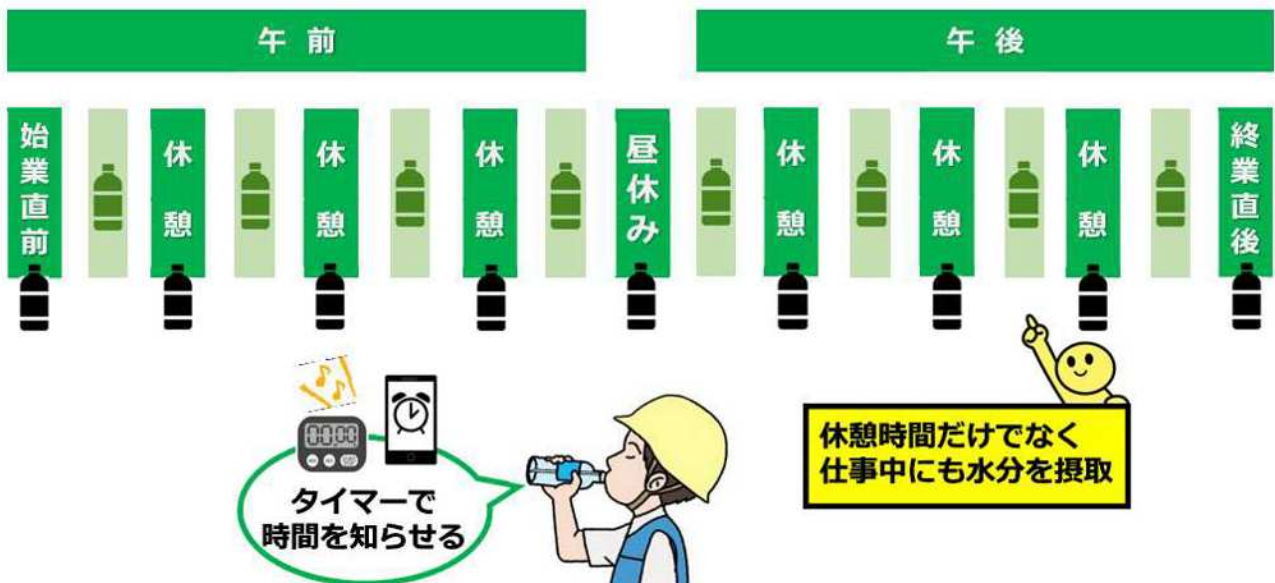
クーラーをかけた車内で、ひとりで休ませたしばらくして様子を見に行くと意識がなく、高熱になっていた

③ 救急搬送 ▼ 心肺停止

大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた

## ➔ 水分補給のタイミング

一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



水分補給も、大切な仕事！

## ➡ 水分補給の注意点

### ⚠ 塩分を同時に補給する



スポーツ飲料、経口補水液を30分ごとに  
コップ1杯(200ml)程度飲む

次頁参照

## 尿の色で「脱水状態」チェック



**Check!** 熱中症の予備軍  
『隠れ脱水症』のを見つけ方  
尿の色でセルフチェック

|   |   |                                       |
|---|---|---------------------------------------|
| ① | いい感じです。普段通りに水分をとりましょう。  |                                       |
| ② | 問題はありませんが、もう少し補水しましょう(コップ1杯程度)。   |                                       |
| ③ | 1時間以内に約250mlの水分をとりましょう。<br>屋外、あるいは発汗していれば500mlの水分をとりましょう。                             | ②~⑤<br>水分を補給して<br>身体の水分量を<br>回復させましょう |
| ④ | 今すぐ250mlの水分をとりましょう。<br>屋外、あるいは発汗していれば500mlの水分をとりましょう。                                 |                                       |
| ⑤ | 今すぐ1000mlの水分をとりましょう。<br>この色より濃い、あるいは赤/茶色が温まっているときは、<br>脱水症状以外の問題が考えられます。すぐに病院に行きましょう。 | ⑤より濃いときは<br>すぐに報告して下さい                |

身体の水分量が不足



# 「足水」でヒンヤリ

## 足水専用のハウスを設置



バケツに水を張り  
足を入れるだけでもOK

出典 鹿島建設株式会社 中部支店 シーテック大高JV工事事務所

## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、  
約800人が4日以上仕事を休んでいます。

準備 4月 5月 6月 7月 8月 9月  
重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立 | 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立             |
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備  | JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検                      |
| <input type="checkbox"/> 作業計画の策定     | 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定       |
| <input type="checkbox"/> 設備対策の検討     | 暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討         |
| <input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討  | 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討                    |
| <input type="checkbox"/> 服装の検討       | 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討 |
| <input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認 | 緊急時の対応を確認し、労働者に周知                           |
| <input type="checkbox"/> 教育研修の実施     | 管理者、労働者に対する教育を実施                            |

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係官庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

### キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価**
- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
  - 地域を代表する一般的な暑さ指数（取組値）を参考とすることも有効
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

|  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減         | 準備期間に検討した設備対策を実施  |
| <input type="checkbox"/> 休憩場所の整備         | 準備期間に検討した休憩場所を設置  |
| <input type="checkbox"/> 服装              | 準備期間に検討した服装を着用  |
| <input type="checkbox"/> 作業時間の短縮         | 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止  |
| <input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応        | 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整<br>※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意  |
| <input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取        | 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携帯させる等を考慮）   |
| <input type="checkbox"/> ブレクラリング         | 作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減   |
| <input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応    | 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮<br>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢                   |
| <input type="checkbox"/> 日常の健康管理         | 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認  |
| <input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認 | 巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を相ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導  |
| <input type="checkbox"/> 異常時の措置          | 少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置<br>※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減<br>※一人きりにしない |

### 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

事業者・一人親方の皆さまへ

**2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます**

**1 作業を請け負わせる一人親方等**  
**2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人**

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対して、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは  
 労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業種）が対象です。  
 ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・西アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則  
 ・高圧作業安全衛生規則 ・電線放射線障害防止規則 ・職業欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則  
 ・業日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

**法令改正の主な内容**

**1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化**


作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法を行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

**2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化**

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

 厚生労働省 労働基準監督署 2022年7月作成

2023年4月より

**労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます！**



2023年4月から労働者と同じ場所で「※危険有害な作業」を行う個人事業者等を

保護するための措置が事業者には義務付けられること

知っているかな？

とても大切なことだから

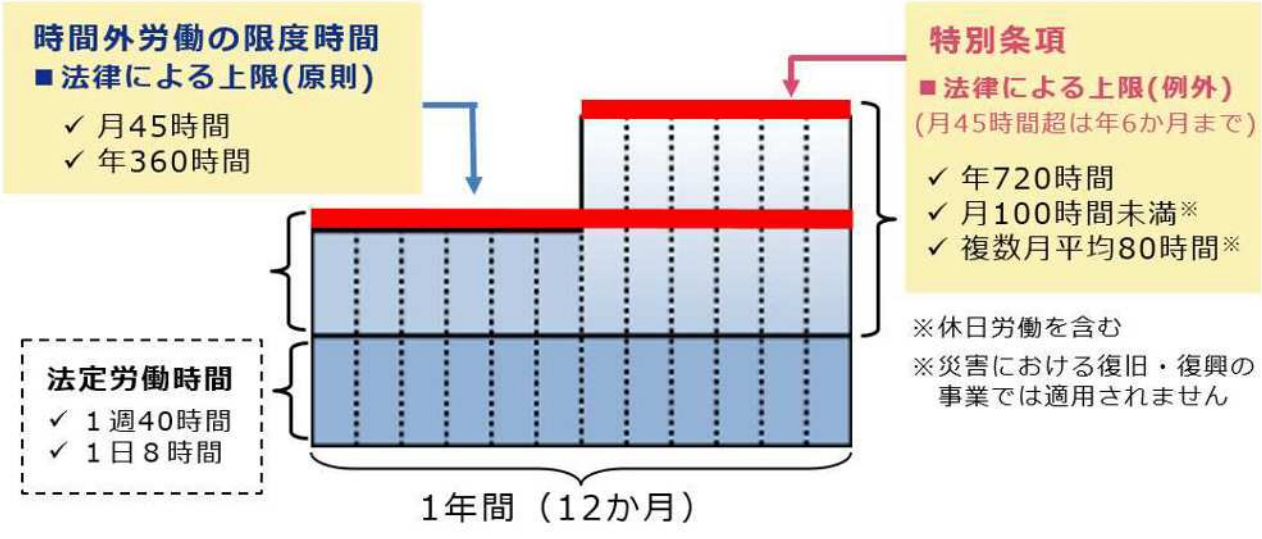
詳しい内容は中面を見て確認してね！

※労働安全衛生法第22条に基づき定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の義務が義務付けられている内容（業種）の一部は個人事業者が請け負う場合や、同じ場所で作業をしている労働者以外の人に対して、労働者と同等の保護が図られることが義務付けられます。  
 ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・西アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則  
 ・高圧作業安全衛生規則 ・電線放射線障害防止規則 ・職業欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則  
 ・業日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

# 建設業「時間外労働の上限規制」のポイント

## 1 建設業の時間外労働の上限規制（原則）

2024年4月から、時間外労働の上限は**月45時間・年360時間**となります。  
 原則として次のような上限規制が適用されます。



## 2 建設業の時間外労働の上限規制（災害対応のための例外）

災害対応のための次の例外の規定があり、各規定の適用対象となる場合（「対象」の詳細は裏面・3参照）の取り扱いは以下のとおりです。

|           | 労働基準法第139条第1項  | 労働基準法第33条第1項                         |
|-----------|--|--------------------------------------|
| 対象        | 災害における復旧および復興の事業   | 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合     |
| 手続き       | 専用の様式であらかじめ36協定を届出<br>(労働基準法施行規則 様式第9号の3の2<br>または様式第9号の3の3)                        | 事前の許可または事後の届出<br>(労働基準法施行規則 様式第6号)   |
| 効果        | 36協定で定める範囲内で<br>時間外・休日労働を行わせることができる  | 36協定で定める限度と別に<br>時間外・休日労働を行わせることができる |
| 上限規制の取り扱い | 【適用なし】<br>✓ 月100時間未満<br>✓ 複数月平均80時間以内<br><br>【適用あり】<br>✓ 年720時間<br>✓ 月45時間超は年6か月まで | 適用なし                                 |

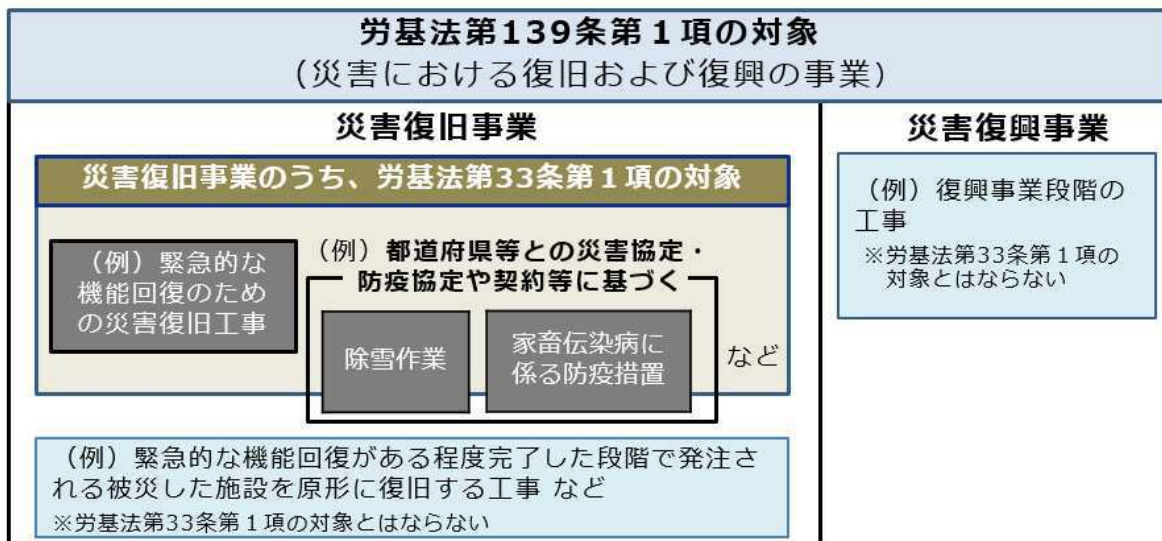
建設業に関する36協定届等の様式は、こちらから入手できます。



## 3 上限規制の例外規定の適用対象となる事業等の考え方

|      | 労働基準法第139条第1項  | 労働基準法第33条第1項   |
|------|--|--|
| 適用対象 | <p>災害における復旧および復興の事業</p> <p>&lt;考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■工事名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧および復興の事業が対象となります。</li> <li>■例えば、都道府県等との災害協定に基づく災害の復旧の事業や、維持管理契約内での発注者の指示により対応する災害の復旧の事業などが該当します。</li> <li>■差し迫った災害に備えて行う場合には、凍結防止剤の散布などの対応も該当します。</li> </ul> | <p>災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合</p> <p>&lt;考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■業務運営上通常予見できない災害等が発生し、36協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があるなどの場合に対象となります。</li> <li>■例えば、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災などが発生し、<b>人命や公益を保護するために、時間外・休日労働を行う臨時の必要がある場合は対象となります。</b></li> <li>■単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は対象となりません。</li> <li>■災害の復興の事業は対象となりません。</li> </ul> |

(参考) 災害における復旧および復興の事業における  
 労基法第139条第1項と労基法第33条第1項の関係図



※ 図は一般的なイメージであり、労基法第33条第1項の対象となるかは、実際には上記の考え方に照らして、個別の事案ごとに判断する必要があります。

このため、上記の例以外でも、労基法第33条第1項の対象となる場合があります。

ご不明な点は都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。



「建設業の時間外労働の上限規制」について詳しくはこちら

建設業 上限規制



(2024/3)



2024年  
4月から

CONSTRUCTION INDUSTRY

# 建設業

時間外労働の上限規制  
わかりやすい解説



くらし、はたらき、  
ともにスズメ!



都道府県労働局 労働基準監督署

規制等については、建設業の時間外労働の上限規制の適用が完了してはいますが、2024年4月から建設業にも上限規制が適用されます。

## 建設業の時間外労働の上限規制 に関するQ & A

(令和5年12月25日追補分)  
(令和6年3月25日追補分)

厚生労働省労働基準局

1